

【 緊急レポート 】

# 転機を迎えた国際的な金融規制改革

～バーゼルⅢ最終化が決着、米国上院銀行委が規制緩和法案を可決～

2017.12.20

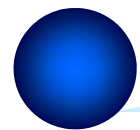
みずほ総合研究所

金融調査部 主任研究員 佐原 雄次郎

## 《 構 成 》

---

1. 規制改革の背景	P 2
2. バーゼルⅢテキスト(2010年)	P 13
3. バーゼルⅢ最終化(2017年)	P 25
4. その他のバーゼル規制の強化	P 30
5. too-big-to-fail問題対策	P 34
6. 店頭デリバティブ市場改革	P 41
7. シャドーバンキング規制	P 44
8. 米国における規制改革	P 48
9. EUにおける規制改革	P 62
10. 規制改革の影響	P 70

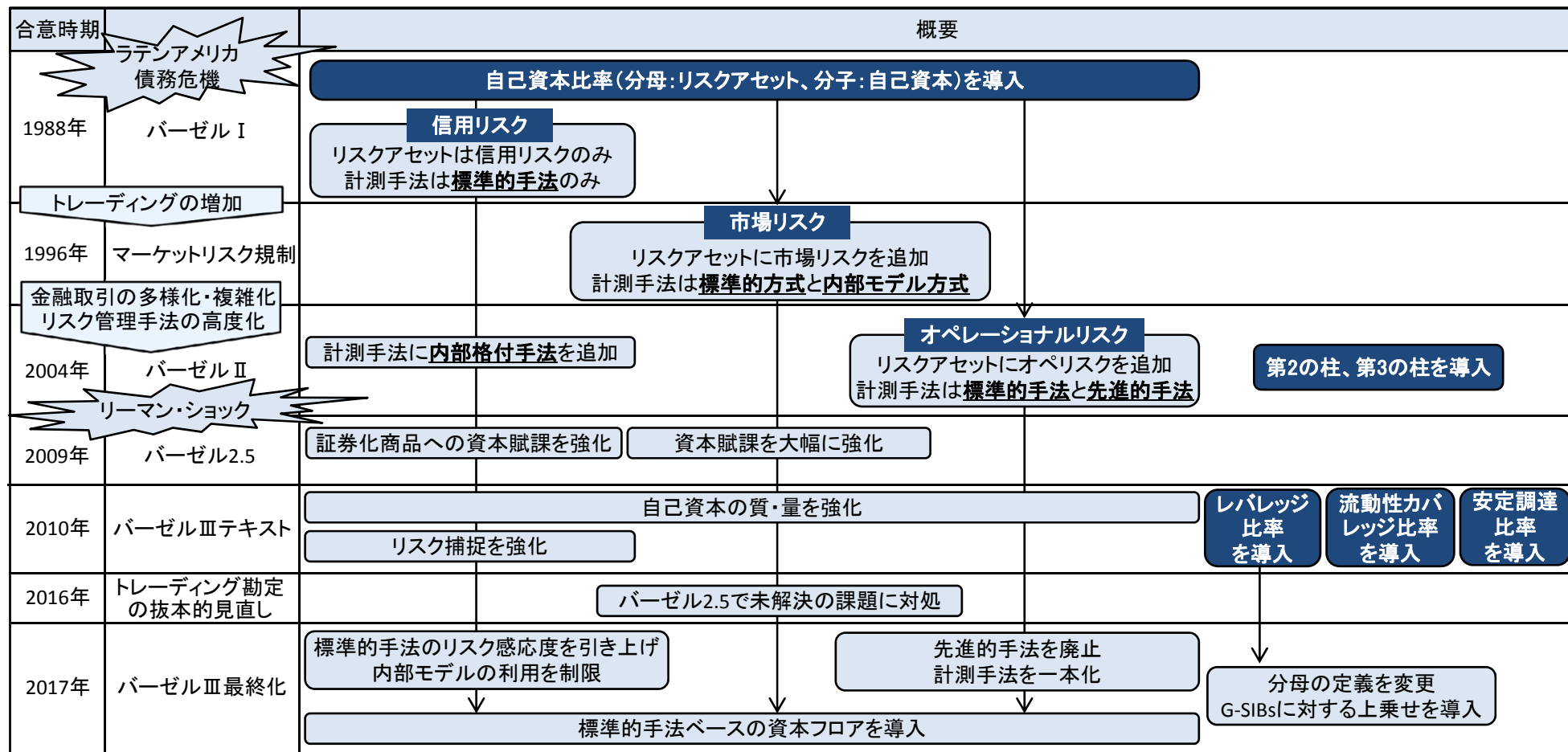


# 1. 規制改革の背景

# (1) バーゼル規制の歴史

- バーゼル委(バーゼル銀行監督委員会)は、金融システムの安定と公平な競争環境の確保を目的として、国際的に活動する銀行に対する健全性規制の国際基準(バーゼル規制)を策定してきた

【バーゼル規制の歴史】



(資料) みずほ総合研究所作成

## (2) バーゼル I、マーケットリスク規制

- 1988年、バーゼル委は、バーゼル I に合意。国際的に活動する銀行の自己資本比率の測定手法や達成すべき最低水準（8%以上）を規定
  - ・ 1980年代のラテンアメリカの債務危機を背景に金融システムの安定と公平な競争環境の確保を目的として導入
- 1996年、バーゼル委は、マーケットリスク規制に合意。規制の対象となるトレーディング勘定を新たに定義し、トレーディング勘定の市場リスク（価格変動リスク）に対して自己資本を賦課
  - ・ 多くの銀行がトレーディング業務を拡大させていたことを踏まえ、トレーディング業務に係るリスクに対応することを企図

【自己資本比率】

自己資本 <hr style="border: 1px solid black;"/> リスクアセット （保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出）	≥ 8%
---	------

（資料）みずほ総合研究所作成

【トレーディング勘定と銀行勘定のイメージ】

	トレーディング勘定	銀行勘定
主な対象業務	短期売買・ヘッジ目的の取引	トレーディング勘定に含まれるもの以外（預金・貸出等）
自己資本比率で捕捉されるリスク（注）	市場リスク（価格変動リスク） ※捕捉対象は資産・負債の両側	信用リスク（貸し倒れのリスク） ※捕捉対象は資産側のみ
リスク捕捉の対象となる資産・ポジションの例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 短期的な売買差益の獲得を目的とした金融商品のポジション</li> <li>• マーケットメイキング業務から生じるポジション</li> <li>• トレーディング勘定の他のポジションをヘッジするためのポジション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貸出金</li> <li>• 満期保有目的有価証券</li> <li>• その他有価証券</li> </ul>

（注）市場リスクのうち、為替リスク・コモディティリスクは、銀行全体で捕捉される  
 （資料）みずほ総合研究所作成

### (3) バーゼルⅡの3本の柱と適用対象

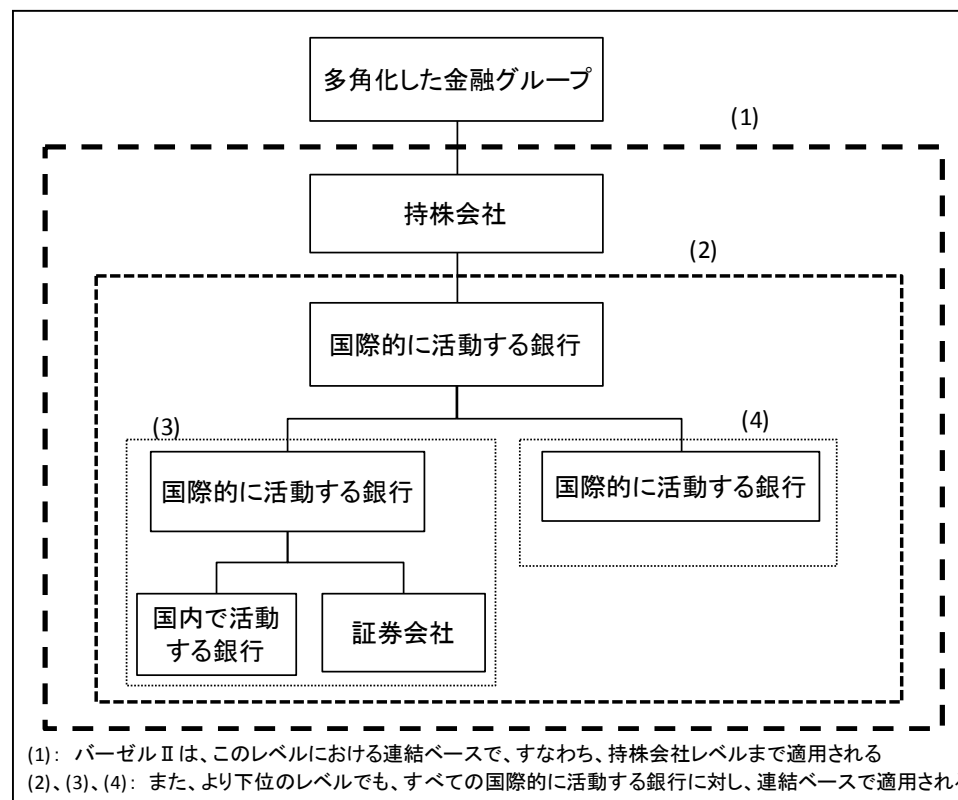
- 2004年に合意されたバーゼルⅡは、①最低所要自己資本、②銀行の自己管理と監督当局による検証、③情報開示を通じた市場規律の活用、の3本の柱として策定された
- バーゼルⅡは、銀行グループ内の国際的に活動する銀行(本邦では、海外支店または海外現地法人を有する銀行)に対し、持株会社レベル以下の全てのレベルで連結ベースで適用される

【バーゼルⅡの3本の柱】

<p>第1の柱 (最低所要自己資本)</p>	<p style="text-align: center;">自己資本</p> <p style="text-align: center;">信用リスク+市場リスク+オペリスク <math>\geq 8\%</math></p> <p>バーゼルⅠでは単一の計測手法しかなかったが、バーゼルⅡでは、銀行が、                  ①「標準的手法」(バーゼルⅠを一部修正した手法)                  ②「内部格付手法」(行内格付を利用して借手のリスクをより精密に反映する手法)                  のうち、自らに適する手法を選択</p>
<p>第2の柱 (銀行の自己管理と監督当局による検証)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第1の柱の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等)も含め、銀行自身が、主要なリスクを把握し、経営上必要な自己資本額を検計</li> <li>• 当局は、個々の銀行の状況に応じて対応</li> </ul>
<p>第3の柱 (情報開示を通じた市場規律の活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自己資本比率とその内訳、銀行が抱えるリスクとその管理状況等を開示</li> </ul>

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

【バーゼルⅡの適用範囲】



(資料) バーゼル委資料より、みずほ総合研究所作成

## (4) 信用リスクに係る標準的手法

- バーゼルⅡでは、信用リスクの計測手法として、既存の標準的手法に加え、新たに内部格付手法(内部モデルを利用する手法)が追加された
- 標準的手法では、当局が与信先区分毎に設定しているリスクウェイトによりリスクアセットを算出

【 標準的手法におけるリスクウェイト 】

与信先区分	バーゼルⅠ		バーゼルⅡ
中央政府・中央銀行	OECD諸国の中央政府・中央銀行向け債権	0%	外部格付に応じて0%～150% ただし、各国当局の裁量により、自国通貨建ての自国国債については0%とすることが可能
	OECD諸国以外の中央政府・中央銀行向け債権(現地通貨により調達された同通貨建て債権の場合)		
	OECD諸国以外の中央政府向け債権(現地通貨により調達された同通貨建て債権でない場合)	100%	
銀行	OECD諸国の銀行向け債権	20%	① 銀行の所属国のソブリンの外部格付を参照して1段階高いリスクウェイト(20%～150%)を付与、または ② 貸出先の銀行の外部格付に応じて20～150%
	OECD諸国以外の銀行向け債権(残存期間1年以下)		
	OECD諸国以外の銀行向け債権(残存期間1年超)	100%	
事業法人(中小企業以外)	100%		外部格付に応じて20%～150%(無格付の場合:100%)
中小企業・個人	100%		75%
住宅ローン	50%		LTV100%以下の場合:35%、LTV100%超の場合:75%
延滞債権(注)	100%		引当率に応じて50%～150%
株式	100%		100%

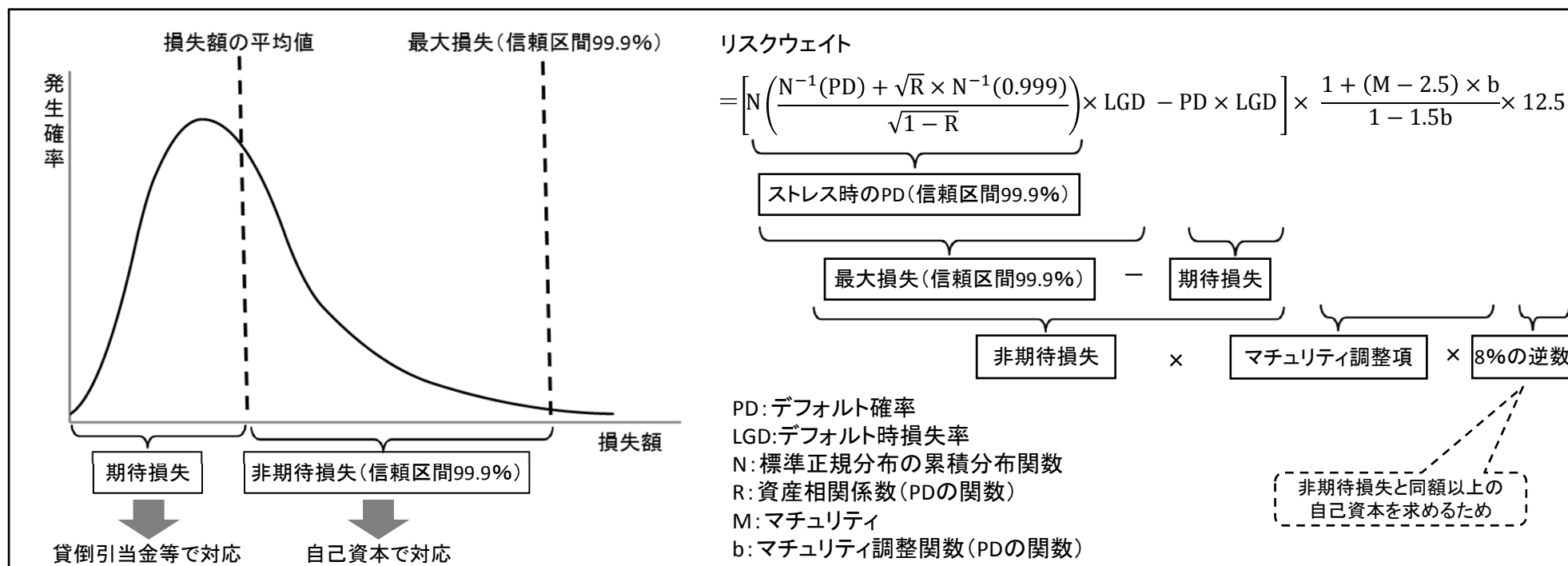
(注)3カ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

(資料)金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

## (5) 内部格付手法

- 内部格付手法では、各銀行が有する行内格付を利用して標準的手法よりも精緻にリスクアセットを計測
  - ・ 具体的には、①与信先に行内格付を付与、②行内格付毎にデフォルト確率(PD)やデフォルト時損失率(LGD)を推計、③当局設定の計算式に代入、してリスクウェイトを算出
  - ・ 内部格付手法には、①AIRB(先進的内部格付手法。PD・LGDとも自行推計)と、②FIRB(基礎的内部格付手法。LGDは当局が設定した値を採用)、の2種類が存在

【信用リスクに係る損失への対応のイメージと内部格付手法におけるリスクウェイトの計算式】



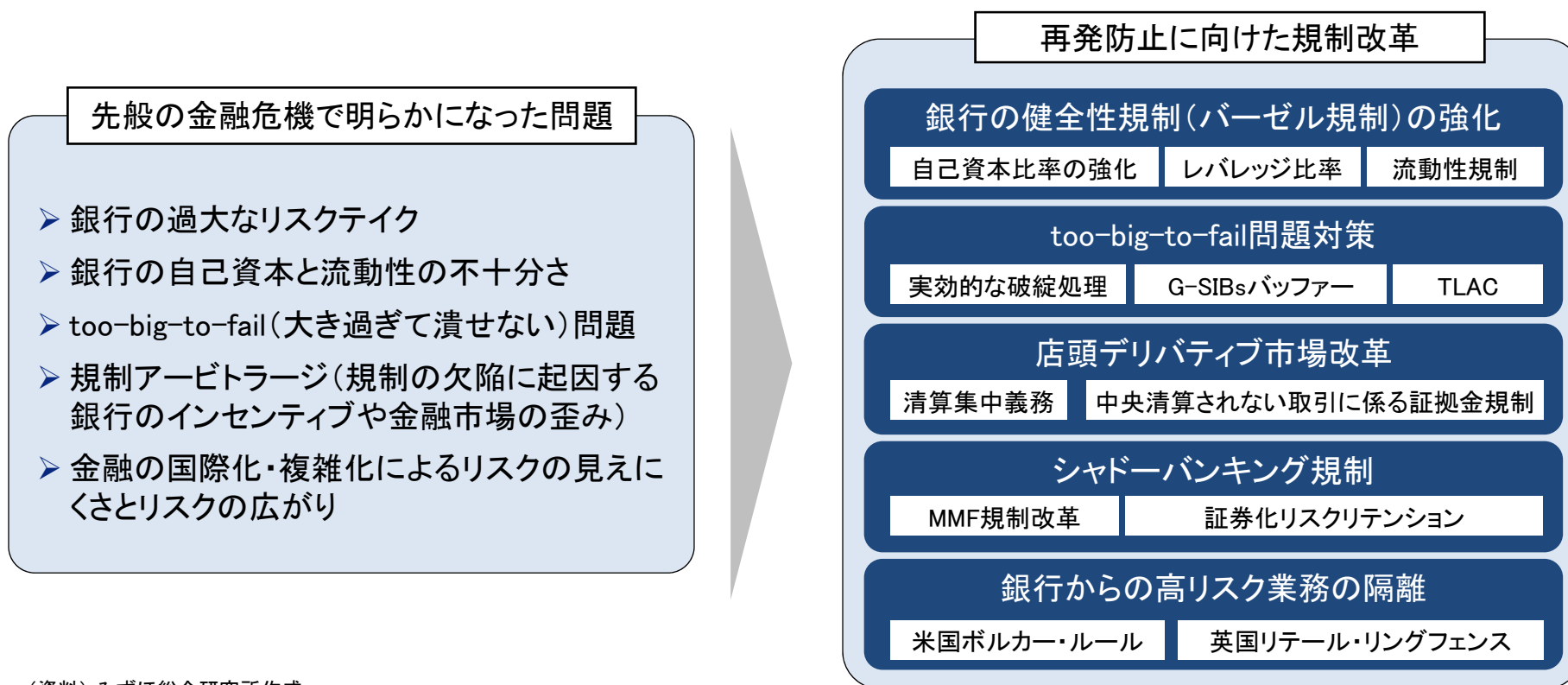
(資料) みずほ総合研究所作成



## (6) 先般の金融危機で明らかになった問題と規制改革の主な分野

- 米国サブプライム問題を契機とした金融市場の混乱は、2008年9月のリーマン・ショックを経て、世界的な金融危機に発展
- 金融危機の再発防止に向け、先般の金融危機で明らかになった問題に対処するための規制改革が幅広い分野で進展

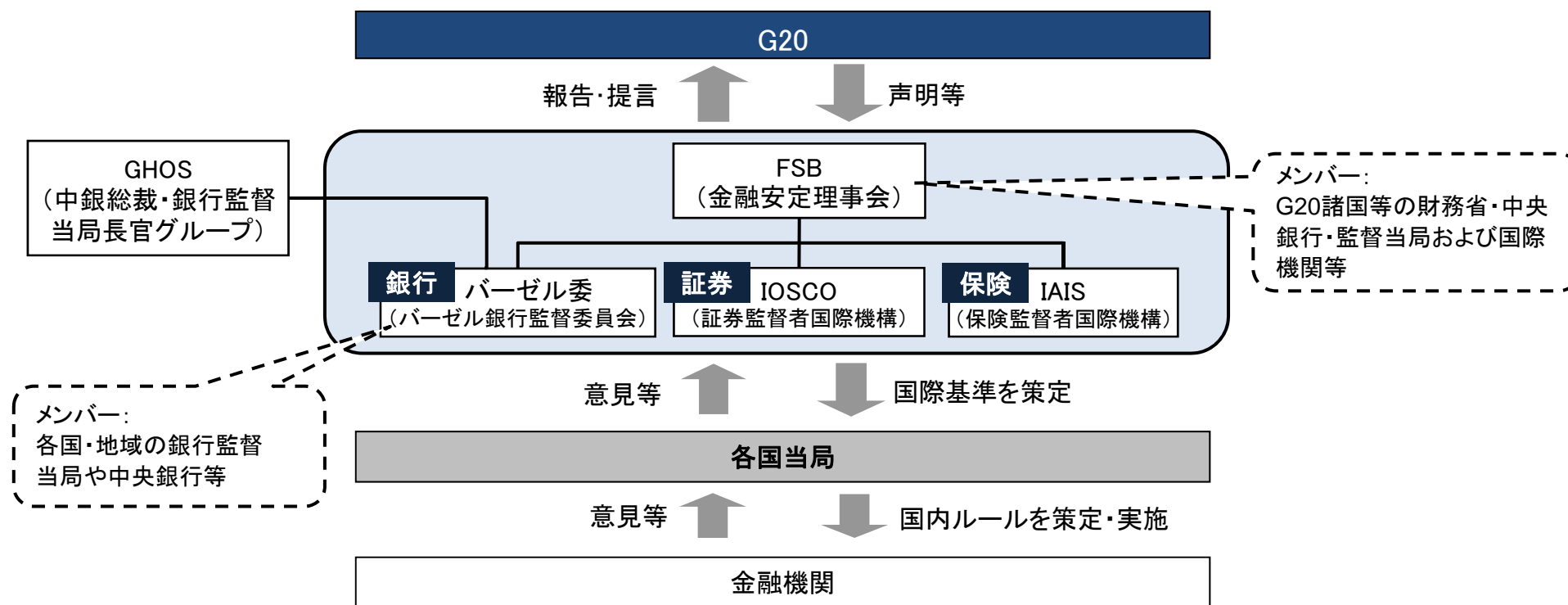
### 【先般の金融危機で明らかになった問題と規制改革の主な分野】



## (7) 国際的な検討の枠組み

- G20首脳会議(サミット)、G20財務大臣・中央銀行総裁会議において、規制改革の大きな方向性を提示
- FSB(金融安定理事会)、バーゼル委等が規制改革に係る具体的な国際基準を策定
- 各国当局は、国際基準に基づき、国内ルールを策定・実施
- 欧米においては、国際基準よりも厳しい国内規制を導入する動きや、独自の規制を導入する動きあり

【 規制改革の国際的な検討の枠組み 】



(資料) みずほ総合研究所作成

## (8) FSB・バーゼル委の構成

- FSB・バーゼル委はG20諸国を中心に構成されている
  - ・ バーゼル委のメンバー国ではない国の中にも、バーゼル規制に沿った国内規制を実施している国が存在
- バーゼル規制等の国際基準は、WTO協定のような多国間条約とは異なり法的拘束力がなく、国際基準で示された実施時期・内容が遵守されないケースもあるため、各国における足並みの揃った実施が課題となっている
  - ・ バーゼル委によるRCAP(整合性評価プログラム)など、各国における実施を評価する枠組みは存在

【 G20、FSB、バーゼル委のメンバー国】

メンバー国		G20	FSB	バーゼル委	メンバー国		G20	FSB	バーゼル委
米州	米国	●	○	○	欧州	ベルギー			○
	カナダ	●	○	○		ルクセンブルク			○
	ブラジル	○	○	○		スウェーデン			○
	メキシコ	○	○	○	アジア・オセアニア	日本	●	○	○
	アルゼンチン	○	○	○		中国	○	○	○
欧州	欧州委員会	○	○			韓国	○	○	○
	英国	●	○	○		オーストラリア	○	○	○
	ドイツ	●	○	○		インドネシア	○	○	○
	フランス	●	○	○		インド	○	○	○
	イタリア	●	○	○		トルコ	○	○	○
	ロシア	○	○	○		香港		○	○
	スイス		○	○		シンガポール		○	○
	オランダ		○	○		その他	サウジアラビア	○	○
	スペイン		○	○	南アフリカ		○	○	○

(注1) G20メンバー国中、G7メンバー国を●で表示。

(注2) FSBには、このほか、バーゼル委、IOSCO、IAIS、IMF、世界銀行等の国際機関や基準設定主体が参加。

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

## (9) 金融危機後の規制改革の歴史

- リーマン・ショックを受け、G20は、2008年11月、第1回首脳会議(G20ワシントン・サミット)を開催。以降、G20・FSBが国際的な規制改革を主導

### 【金融危機後の規制改革の歴史】

時期	出来事	時期	出来事
08年11月	【G20ワシントン・サミット】「金融市場の改革のための共通原則」に合意	14年 1月	バーゼル委、「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」を公表
09年 4月	【G20ロンドン・サミット】FSF(金融安定化フォーラム)のFSBへの改組に合意	4月	バーゼル委、大口エクスポージャー規制の最終規則文書を公表
9月	【G20ピッツバーグ・サミット】店頭デリバティブ市場改革(清算集中、電子取引基盤使用、取引情報報告)に合意	11月	バーゼル委、NSFR(安定調達比率)の最終規則文書を公表
10年 6月	【G20トロント・サミット】		バーゼル委、「銀行の規制資本比率計測における過度なばらつきを削減にかかるとのG20向け報告書」を公表
7月	米国にて、ドッド・フランク法成立		【G20ブリスベン・サミット】
11月	【G20ソウル・サミット】バーゼルⅢを承認	15年11月	FSB、TLAC(破綻時に備えた損失吸収力)の最終基準を公表
12月	バーゼル委、バーゼルⅢテキストを公表		【G20アンタルヤ・サミット】規制改革の影響を評価することに合意
11年10月	FSB、「実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」を策定	16年 1月	バーゼル委、最終規則文書「市場リスクの最低所要自己資本」を公表
	【G20カンヌ・サミット】シャドーバンキング規制の5つの検討分野に合意	4月	バーゼル委、最終文書「銀行勘定の金利リスク」を公表
11月	バーゼル委、G-SIBsの評価手法・追加的損失吸収要件の規則文書を公表	9月	【G20杭州サミット】
	FSB、G-SIBsのリストを含む「SIFIsに対処するための政策手段」を公表	17年 1月	FSB、「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する政策提言」を公表
12年 6月	【G20ロスカボス・サミット】	2月	米大統領、金融規制の見直しを指示する大統領令に署名
10月	バーゼル委、「D-SIBsの取り扱いに関する枠組み」を公表	7月	FSB、「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」と題する文書を公表
13年 1月	バーゼル委、LCR(流動性カバレッジ比率)の改訂版規則文書を公表		【G20ハンブルク・サミット】
9月	バーゼル委・IOSCO、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最終報告書を公表	12月	GHOS、バーゼルⅢ最終化を承認
	【G20サンクトペテルブルク・サミット】		

(資料) みずほ総合研究所作成

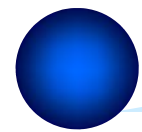
## (10) 規制改革の主な項目の検討・実施状況

- 先般の金融危機で明らかになった問題に対処するための改革は設計段階から実施段階に移行
- 今後は、規制改革の意図せざる影響や副作用(市場流動性の低下、シャドーバンキングの拡大、規制・市場の分断等)、新興リスクへの対処に軸足が移行

### 【 国際的な規制改革の主な項目の検討・実施状況 】

分野	項目	国際基準で示された実施のスケジュール
バーゼル規制の強化	自己資本比率の分子(自己資本)の強化	2013年から2019年にかけて段階的に実施
	リスクアセット(自己資本比率の分母)計測のばらつき削減	2022年から2027年にかけて段階的に実施
	レバレッジ比率	2015年に開示義務開始、2018年に第1の柱として実施
	レバレッジ比率の定義の変更、バッファの導入	2022年に実施
	LCR(流動性カバレッジ比率)	2015年から2019年にかけて段階的に実施
	NSFR(安定調達比率)	2018年に実施
	大口エクスポージャー規制の強化	2019年に実施
too-big-to-fail問題対策	IRRBB(銀行勘定の金利リスク)	2018年に実施
	G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)バッファ	2016年から2019年にかけて段階的に実施
店頭デリバティブ市場改革	TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保)	2019年から2022年にかけて段階的に実施
	清算集中義務	2012年から段階的に実施
シャドーバンキング規制	中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制	2016年9月から2020年9月にかけて段階的に実施
	MMF規制改革	2012年10月にIOSCOが最終報告書を公表(米国等で実施済み)
	証券化リスククリテンション	2012年11月にIOSCOが最終報告書を公表(米国等で実施済み)
米国ドッド・フランク法	資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性への対応	2017年1月にFSBが政策提言を公表。IOSCOが引き続き検討中
	ボルカー・ルール	2015年7月に実施
	FBO規制(ドッド・フランク法第165条に基づく外国銀行規制)	2016年7月に実施

(資料) みずほ総合研究所作成

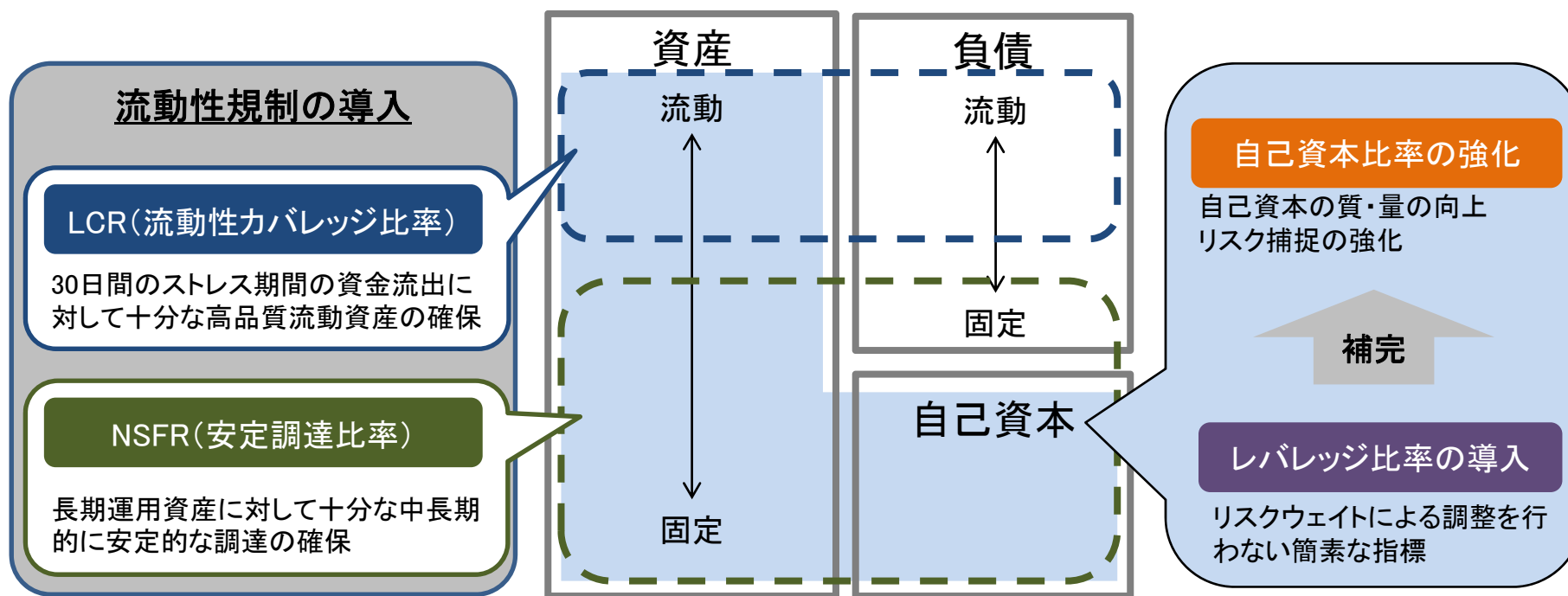


## 2. バーゼルⅢテキスト(2010年)

# (1) バーゼルⅢテキストの全体像

- 2010年12月、バーゼル委はバーゼルⅢテキストを公表。国際的に活動する銀行に対する健全性規制を強化
  - ・ 主な内容は、①自己資本比率の強化、②レバレッジ比率の導入、③流動性規制の導入

【 バーゼルⅢと銀行バランスシート(イメージ) 】

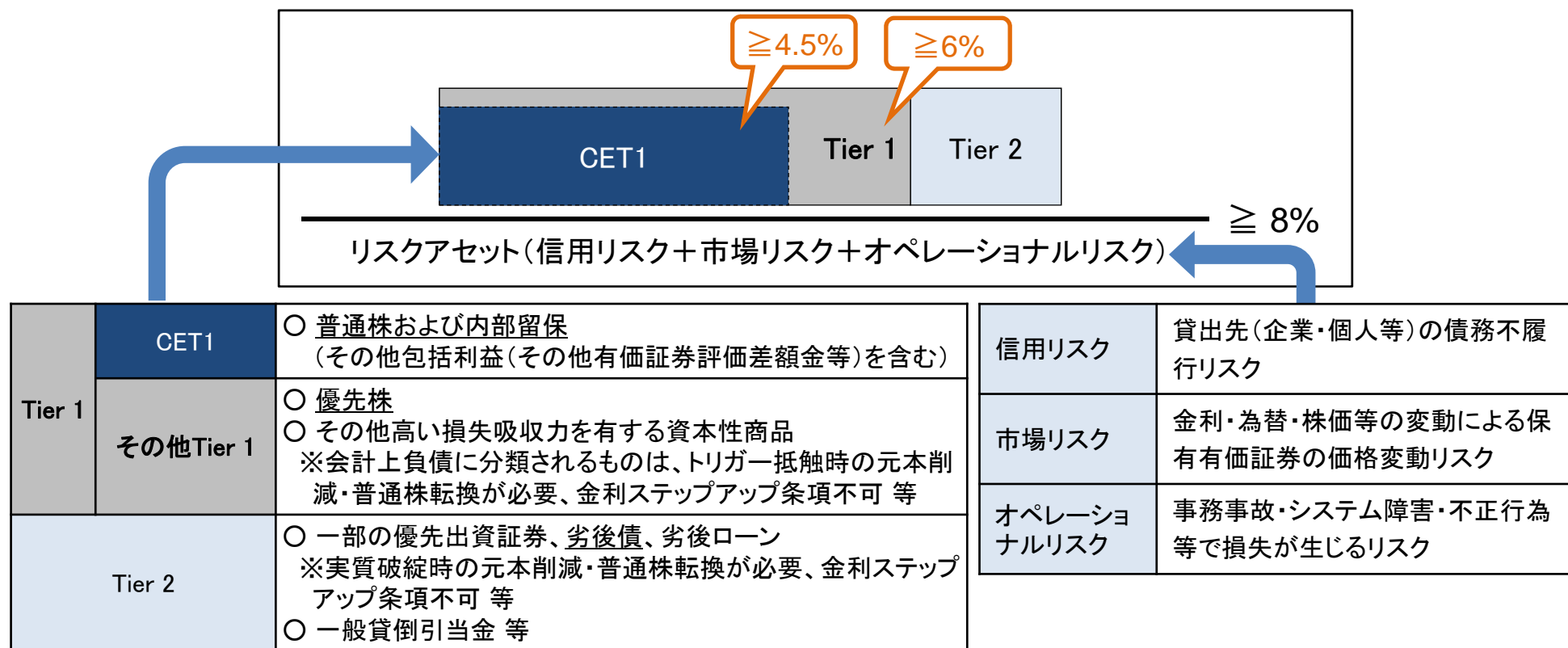


(資料) みずほ総合研究所作成

## (2) 自己資本比率の強化 ① 最低水準の引き上げ

- バーゼルⅢでは、CET1(普通株式等Tier 1)が定義され、Tier 1の最低水準が引き上げられたほか、自己資本への算入要件も厳格化された
  - ・ 最低水準は、CET1で4.5%、Tier 1で6%、総自己資本(Tier 1+Tier 2)で8%
  - ・ 下回った場合、当局による業務改善命令等の早期是正措置の対象

【自己資本比率の概要】



(資料) みずほ総合研究所作成



## (2) 自己資本比率の強化 ② 自己資本からの控除の強化

- 自己資本比率では、金融システムの安定を損なう項目やストレス時・経営悪化時に価値が見込めない項目について、自己資本からの控除が行われる
- バーゼルⅢでは、自己資本からの控除が厳格化され、①控除項目の追加、②被控除資本の区分の引き上げ(Tier 2 → CET1等)、③連結外金融機関向け出資に係る控除の対象となる出資先の範囲の拡大、等が図られた

### 【 自己資本からの控除の強化 】

		バーゼルⅡ	バーゼルⅢ
主な対象	無形固定資産	・のれん・営業権等をTier 1から控除 ・その他の無形固定資産は控除対象外	繰延税金負債と相殺した後の全額をCET1から控除
	前払年金費用	控除対象外	
	連結外金融機関向け出資	下記をTier 2から控除 ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関への出資について、コレスポンドリングルール※に沿って控除  ※出資分について該当する自己資本の区分(ごとの割合)に対応させて自己の自己資本の各区分から控除する方法  ①資本嵩上げ目的の持ち合い → 全額を控除 ②普通株式10%超出資先 → (i)普通株式について自己のCET1の10%を超える分を控除(注1)、(ii)その他資本について全額を控除 ③普通株式10%以下出資先 → 自己のCET1の10%を超える分を控除
	繰延税金資産	繰延税金資産の純額(繰延税金負債と相殺した後の金額)のうち自己のTier 1の20%を超える分をTier 1から控除	・繰越欠損金に基づくもの: 純額の全額をCET1から控除 ・会計と税務の一時差異に基づくもの: 純額のうち自己のCET1の10%を超える分をCET1から控除(注1)

(注1) 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産の純額相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己のCET1の最大15%までが控除対象外。

(注2) CET1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

(資料) みずほ総合研究所作成

## (2) 自己資本比率の強化 ③ 資本バッファの導入

- 各種資本バッファを新たに導入
  - ・ 基本的にCET1で満たすことが求められる(カウンターシクリカルバッファについてはCET1またはその他損失吸収力の高い資本で満たすことが求められる)
  - ・ 資本バッファを充足できなかった場合、配当等の資本の社外流出を制限
  - ・ 2016年から2019年にかけて段階的に実施

### 【 各種資本バッファの概要 】

資本保全バッファ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来のストレスに備えて一律<u>2.5%</u>を積み立て</li> </ul>
システム上の重要性に応じたバッファ	G-SIBsバッファ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)に対する追加的な資本賦課</li> <li>・ システム上の重要度に応じて<u>1.0%~3.5%</u>を上乗せ</li> </ul>
	D-SIBsバッファ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D-SIBs(国内のシステム上重要な銀行)に対する追加的な資本賦課</li> <li>・ 対象行・水準は各国が設定</li> </ul>
カウンターシクリカルバッファ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロシクリカリティ(景気循環増幅効果)の抑制が目的</li> <li>・ 国内の信用供与の状況に応じて、各国が<u>0.0%~2.5%</u>の範囲で設定(景気過熱時に引き上げ)</li> <li>・ 各行に適用される水準は、信用リスクの地理的構成に応じた各国設定水準の加重平均</li> </ul>

(資料) みずほ総合研究所作成

## (2) 自己資本比率の強化 ④ G-SIBsバッファ

- 2011年11月、FSBは、G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)のリストを公表(以後毎年更新)。G-SIBsの選定は、規模、相互関連性、代替可能性、国際的活動、複雑性の5つのカテゴリーに対応した12の指標をスコア化して判断
  - ・ 2017年3月、バーゼル委は、G-SIBsの選定手法の変更に係る市中協議文書を公表。代替可能性のカテゴリーにおける、①指標の追加(Trading volume)、②スコアの上限(500bp)の廃止、等を提案
- 2011年11月、バーゼル委は、G-SIBsに対してシステム上の重要性に応じて1.0%~3.5%のCET1の上乗せ(G-SIBsバッファ)を求める規制を公表。2016年から2019年にかけて段階的に実施

【 G-SIBs全30行のリスト(2017年11月時点) 】

バ ケット	グルー プ数	銀行グループ名	G-SIBsに対する上乗せの水準	
			自己資本比率	レバレッジ比率
5	0	—	3.5%	1.75%
4	1	【米国】JPモルガン・チェース	2.5%	1.25%
3	4	【米国】シティグループ、バンク・オブ・アメリカ 【英国】HSBC 【大陸欧州】ドイツ銀行(独)	2.0%	1.00%
2	8	【米国】ゴールドマン・サックス、ウェルズ・ファーゴ 【英国】バークレイズ 【大陸欧州】BNPパリバ(仏) 【中国】中国工商銀行、中国建設銀行、中国銀行 【日本】三菱UFJ	1.5%	0.75%
1	17	【米国】モルガン・スタンレー、BNYメロン、ステート・ストリート 【カナダ】ロイヤル・バンク・オブ・カナダ 【英国】RBS、スタンダード・チャータード 【大陸欧州】クレディ・アグリコル(仏)、ソシエテ・ジェネラル(仏)、クレディ・スイス(スイス)、UBS(スイス)、 サンタンデール(西)、ユニクレディ(伊)、ING(蘭)、ノルデア(スウェーデン) 【中国】中国農業銀行 【日本】みずほ、三井住友	1.0%	0.50%

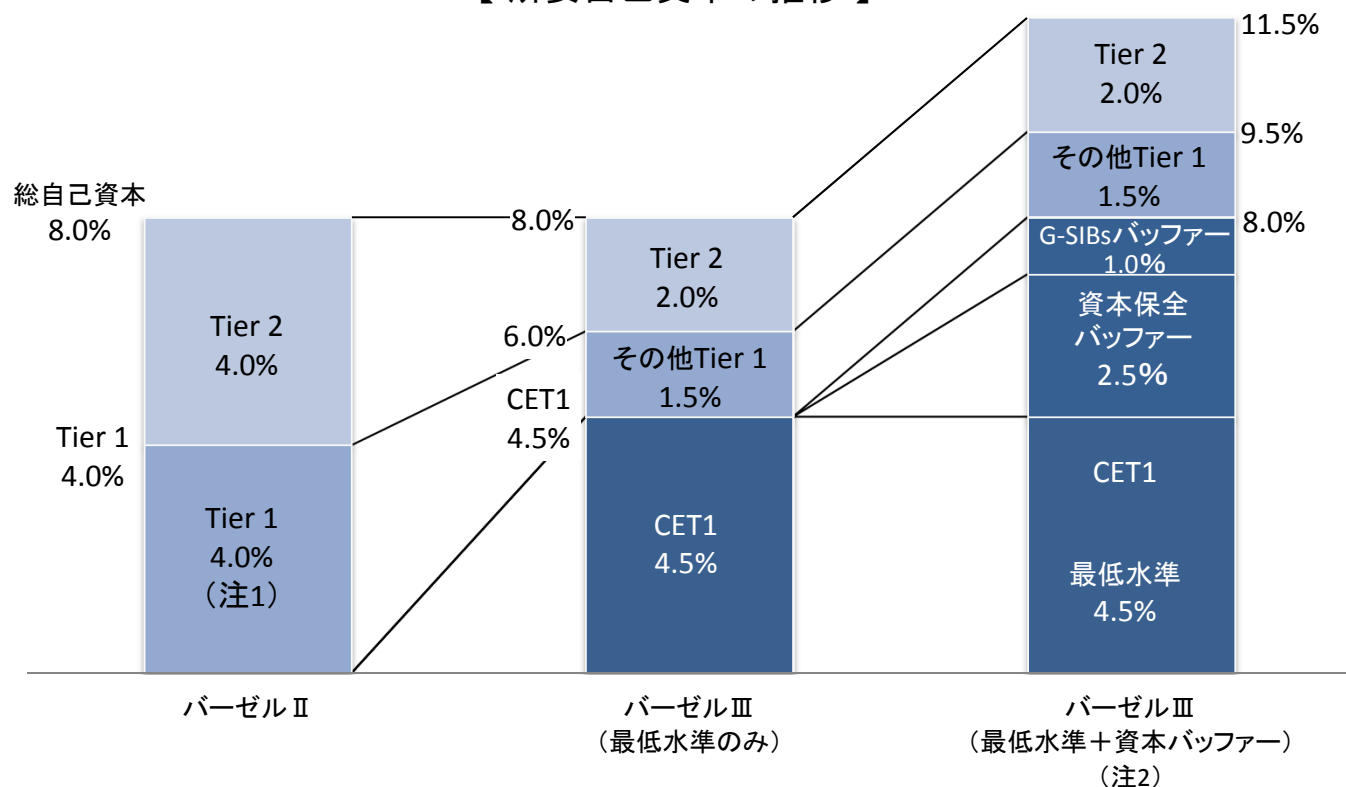
(資料) みずほ総合研究所作成

## (2) 自己資本比率の強化 ⑤ 所要自己資本の大幅な増加

○ バーゼルⅢでは所要自己資本が大幅に増加

- ・ リスクアセットに対するTier 1の所要水準はバーゼルⅡの4%からバーゼルⅢの9.5%へと2倍以上に増加(G-SIBsバッファ:1%、カウンターシクリカルバッファ:0%と仮定した場合)

【 所要自己資本の推移 】



(注1) 1998年のシドニー合意において「議決権付普通株式および株主の利益に帰属している公表準備金または内部留保が、Tier 1の中核的な形態であるべき」とされていた。

(注2) G-SIBsバッファ:1%、カウンターシクリカルバッファ:0%と仮定。

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

### (3) レバレッジ比率の導入

- 先般の金融危機前の銀行システムにおけるレバレッジの拡大を踏まえ、リスクベースの自己資本比率を補完するものとして導入。リスクウェイトによる調整等を行わない簡素な指標とすることで、リスクウェイトの低いエクスポージャーの過度な積み上げを抑制
  - ・ 2018年に第1の柱として実施
  - ・ 2022年にレバレッジ比率バッファを導入するとともに、分母(エクスポージャー)の定義を変更

#### 【レバレッジ比率の概要】

$$\frac{\text{Tier 1}}{\text{エクスポージャー}} \geq 3\% + \text{レバレッジ比率バッファ(G-SIBsに対する上乘せ)}$$

以下4つのエクスポージャーの合計

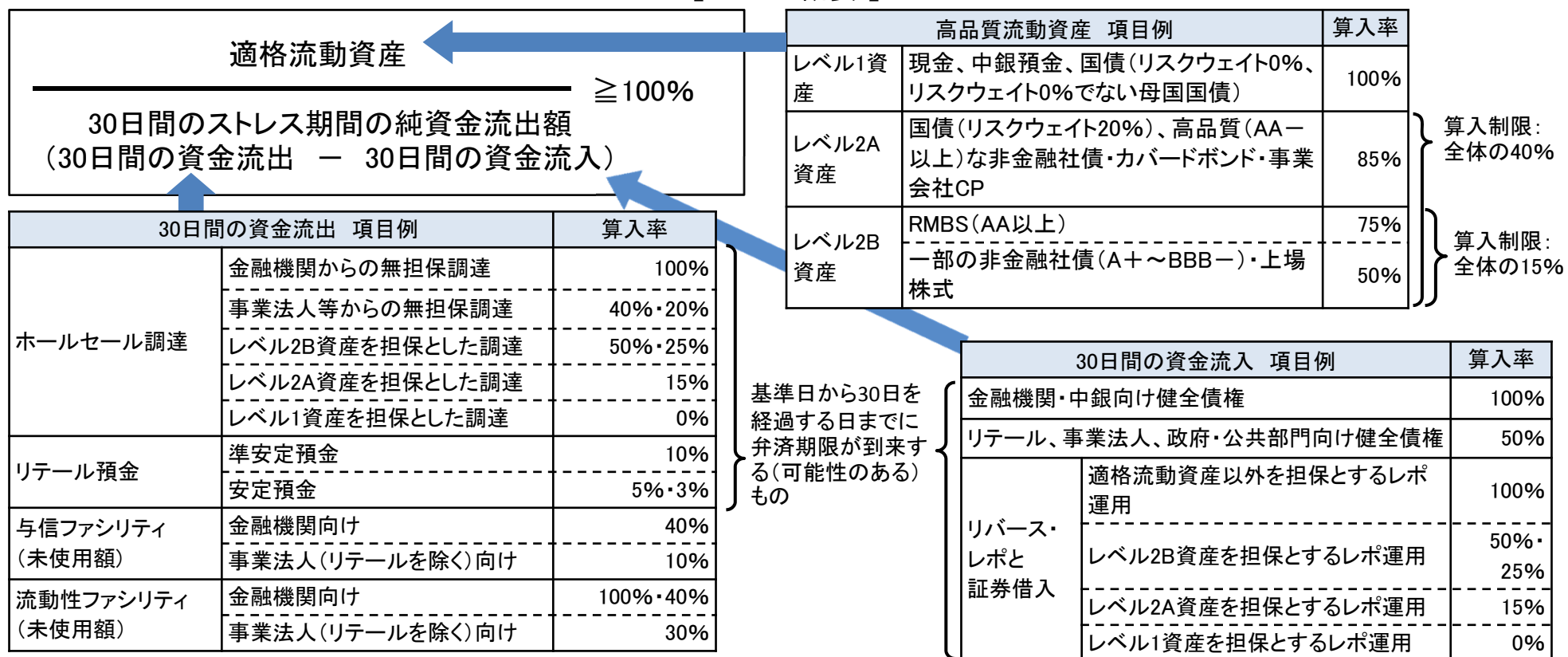
区分	資産・取引の例	計上される額(各種調整あり)
オンバランス項目	貸出、有価証券	貸借対照表上の額
デリバティブ取引	デリバティブ取引	<現行>カレントエクスポージャー方式で計測した額 <定義変更後>SA-CCR(注)で計測した額
SFT(証券金融取引)	レポ取引	グロスのSFT資産(会計上のネットtingは考慮せず)にカウンターパーティ・エクスポージャーを加えた額
オフバランス項目	コミットメント、債務の保証	想定元本にCCF(相当するエクスポージャー額に換算するための掛け目)を乗じた額

(注) カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法  
(資料) みずほ総合研究所作成

## (4) LCR(流動性カバレッジ比率)の導入

- 先般の金融危機における資金繰り悪化の教訓を踏まえ、30日間のストレス下での資金流出に対して、十分な適格流動資産の確保を求める規制として、LCR(流動性カバレッジ比率)を導入
  - ・ 適格流動資産とは、①ストレス時においても大きく減価することなく換金できる資産(高品質流動資産)であって、②換金に係る障害が無いもの
  - ・ 2015年から2019年にかけて段階的に実施

【LCRの概要】

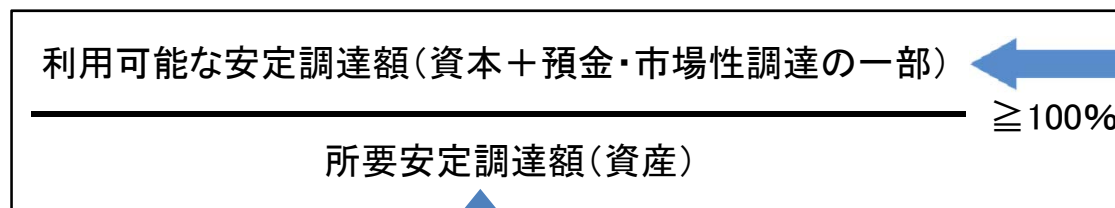


(資料) みずほ総合研究所作成

## (5) NSFR(安定調達比率)の導入

- 先般の金融危機における資金繰り悪化の教訓を踏まえ、売却が困難な資産の保有に対して、中長期的に安定的な調達を求める規制として、NSFR(安定調達比率)を導入
  - ・ 2018年に実施

### 【 NSFRの概要 】



所要安定調達額 項目例		算入率
長期貸付(1年以上)		100%・85%・65%
デリバティブ資産－デリバティブ負債 $\geq 0$ の場合のデリバティブ・ネット資産額		100%
デリバティブに関連して差し入れている当初証拠金		85%
短期貸付	1年未満のリテール・法人向け、6か月以上1年未満の金融機関向け	50%
	6か月未満の金融機関向け	10%・15%
適格流動資産	レベル2B資産	50%
	レベル2A資産	15%
	レベル1資産	5%

利用可能な安定調達額 項目例	算入率
自己資本(残存1年未満のTier 2を除く)	100%
長期負債(残存1年以上)	100%
リテール預金(残存1年未満または満期なし)	95%・90%
事業法人(リテールを除く)からの預金(残存1年未満または満期なし)、オペレーショナル預金、金融機関からの資金調達(残存6か月以上1年未満)	50%
金融機関からの資金調達(残存6か月未満)	0%

(資料) みずほ総合研究所作成

## (6) 実施スケジュール

- 自己資本比率、LCR(流動性カバレッジ比率)は、段階的に実施されており、2019年に完全実施となる予定
- レバレッジ比率、NSFR(安定調達比率)は、2018年に実施
  - ・ ただし、各国における実施時期は国際基準で示された実施時期と異なる場合がある

【 バーゼルⅢテキストの実実施スケジュール 】

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
自己資本比率	CET1最低水準	4.5%				
	資本保全バッファ	—	0.625%	1.250%	1.875%	2.5%
	G-SIBsバッファ	—	段階的に導入			1.0%~3.5%
	CET1からの控除項目に係る経過措置	40%	60%	80%	100%	
	Tier 1資本またはTier 2資本に算入できなくなる調達手段	2013年から10年かけて段階的に廃止				
レバレッジ比率	2015年1月:開示開始、~2017年1月:試行期間			第1の柱として実施		
LCR(流動性カバレッジ比率)	60%	70%	80%	90%	100%	
NSFR(安定調達比率)	—			実施		

(注) 全ての日付は1月1日時点。白抜き部分は移行期間。  
 (資料) みずほ総合研究所作成



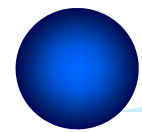
## (7) バーゼルⅢテキスト公表後の自己資本比率の見直し

○ バーゼルⅢテキスト公表(2010年12月)後も、自己資本比率の分母(リスクアセット)の計測手法の見直しが継続

### 【バーゼルⅢテキスト公表後の自己資本比率の見直し】

項目	概要	検討状況
銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課	各種リスクアセット計測方法の適用に係る不明確さ等を踏まえ、原則的に用いるルックスルー方式(ファンドの個々の資産の信用リスクアセットを合計。レバレッジも勘案)と、資産把握が難しい場合に用いるマンドート方式(資産構成を保守的に仮定)を策定	2013年12月、最終規則公表
カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法	デリバティブ取引等におけるカウンターパーティ信用リスクエクスポージャー計測の枠組みにおいて、従来はカレントエクスポージャー方式(CEM)、標準方式(SM)、内部モデルに基づく期待エクスポージャー方式(IMM)のいずれかを用いることとされていたが、CEMとSMに代わる新たな標準的手法(SA-CCR)を開発	2014年3月、最終規則公表
銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課	2012年7月の暫定規則により、それまで資本賦課されていなかった中央清算機関(CCP)向けエクスポージャーに対する資本賦課の枠組みを導入。2014年4月の最終規則では、適格CCP向けエクスポージャーのうちデフォルト・ファンドに関する部分を見直し	2014年4月、最終規則公表
証券化商品の資本賦課枠組みの見直し	2009年7月の「バーゼルⅡの枠組みの強化」での応急的な修正に続く抜本的な見直し。①資本賦課水準の保守化、②外部格付への機械的な依存の回避、③資本賦課方式のリスク感応度の向上、等を図るもの	2014年12月、最終規則公表
簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己資本規制上の取扱い	「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」に、2015年7月に公表された文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品を特定する要件」の内容を組み入れるもの	2016年7月、最終規則公表
バーゼルⅢ最終化	リスクアセット計測における過度なばらつきの問題に対処するため、各種リスクアセット計測手法を改訂、標準的手法ベースの資本フロアを導入(詳細は後述)	2017年12月、最終規則公表
トレーディング勘定の抜本的見直し(FRTB)	①銀行勘定とトレーディング勘定の境界の見直しによる規制裁定の余地の縮小、②内部モデル方式の見直しによる、より整合的かつ包括的なリスクの捕捉、等を図るもの	検討中 (2022年に実施)
CVAリスクの枠組みの見直し	①CVA(Credit Valuation Adjustment)リスクのすべての重要な変動要因とCVAヘッジの反映、②様々な会計基準の下で採用されているCVAの公正価値測定との一致、等を図るもの	検討中 (2022年に実施)

(資料) みずほ総合研究所作成



### 3. バーゼルⅢ最終化(2017年)

## (1) バーゼルⅢ最終化の全体像

- 2013年、バーゼル委は、自己資本比率の分母(リスクアセット)の計測における過度なばらつきの問題に対処する取り組みとしてバーゼルⅢ最終化に着手
- 2017年12月、GHOSはバーゼルⅢ最終化を承認
  - ・ 内部モデルの利用によるリスクアセットの低減を制限するため、各種計測手法を改訂するとともに、標準的手法ベースの資本フロアを導入
  - ・ 2022年から2027年にかけて段階的に実施

### 【バーゼルⅢ最終化の全体像】

項目		概要	実施時期
自己資本比率	信用リスク	標準的手法の改訂	2022年 (株式に関する経過措置あり)
		内部格付手法の改訂	2022年
	オペレーショナルリスクに係る計測手法の改訂	2022年	
	標準的手法ベースの資本フロアの導入	2022年:50% 2023年:55% 2024年:60% 2025年:65% 2026年:70% 2027年:72.5%	
レバレッジ比率の定義・水準の調整		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レバレッジ比率バッファ(G-SIBsに対する所要水準の上乗せ)を導入</li> <li>・ レバレッジ比率の分母(エクスポージャー)の定義を変更</li> </ul>	既存の定義・水準:2018年 変更後の定義:2022年 バッファの導入:2022年

(資料) みずほ総合研究所作成

## (2) 信用リスクに係る標準的手法の改訂

- 新たに導入する資本フロアのベースとなることを踏まえ、保有資産の区分を格付や担保水準に応じて細分化、リスクウェイト・CCF(相当するエクスポージャー額に換算するための掛け目)の水準を変更
  - ・ 2022年に実施(株式に関する経過措置あり)

### 【信用リスクに係る標準的手法の改訂】

項目	現行	改訂後
国債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自国通貨建ての自国国債は各国裁量でリスクウェイト=0%を適用することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更なし</li> </ul>
銀行向け債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際合意では、①国債の外部格付、または②相手銀行の外部格付、を参照(リスクウェイト=20~150%)</li> <li>・ 国内規制上は、一律20%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手銀行の外部格付を参照(リスクウェイト=20~150%)</li> </ul>
事業法人向け債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借手の外部格付を参照(リスクウェイト=20~150%)</li> <li>・ 無格付の場合、100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借手の外部格付を参照(リスクウェイト=20~150%)</li> <li>・ BBB格のリスクウェイトを100%から75%に引き下げ</li> <li>・ 無格付の中小企業のリスクウェイトを100%から85%に引き下げ</li> </ul>
劣後債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行向けの場合、リスクウェイト=100%</li> <li>・ 事業法人向けの場合、外部格付を参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクウェイト=150%</li> </ul>
株式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクウェイト=100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクウェイト=250% (2022年から2027年にかけて毎年30%ずつ引き上げ)</li> </ul>
リテール (個人等向け債権)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクウェイト=75%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクウェイト=75%</li> <li>・ 返済遅延のないクレジットカード債権のリスクウェイトを75%から45%に引き下げ</li> </ul>
住宅ローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LTV<math>\leq</math>100%の場合、リスクウェイト=35%</li> <li>・ LTV<math>&gt;</math>100%の場合、リスクウェイト=75%</li> <li>・ アパートローン等はリスクウェイト=100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LTVに応じてリスクウェイト=20%~70% (90%<math>&lt;</math>LTV<math>\leq</math>100%の場合、リスクウェイト=50%)</li> <li>・ 主な返済原資が賃貸収入の居住用不動産担保債権は、LTVに応じてリスクウェイト=30%~105%</li> </ul>
コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①無条件で取り消し可能: CCF=0%</li> <li>・ ②その他: CCF=20%・50%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①無条件で取り消し可能: CCF=10% (借入の都度申込みが必要、実行前に与信判断が可能、等の条件を満たすものは、各国裁量でコミットメントの定義から外すことが可能)</li> <li>・ ②その他: CCF=40%</li> </ul>

(資料) みずほ総合研究所作成

### (3) 内部格付手法の改訂

- 内部モデルの利用範囲を制限するとともに、PD(デフォルト確率)・LGD(デフォルト時損失率)等の自行推計値に下限を設定
  - ・ 2022年に実施

【 内部モデルの利用範囲の制限 】

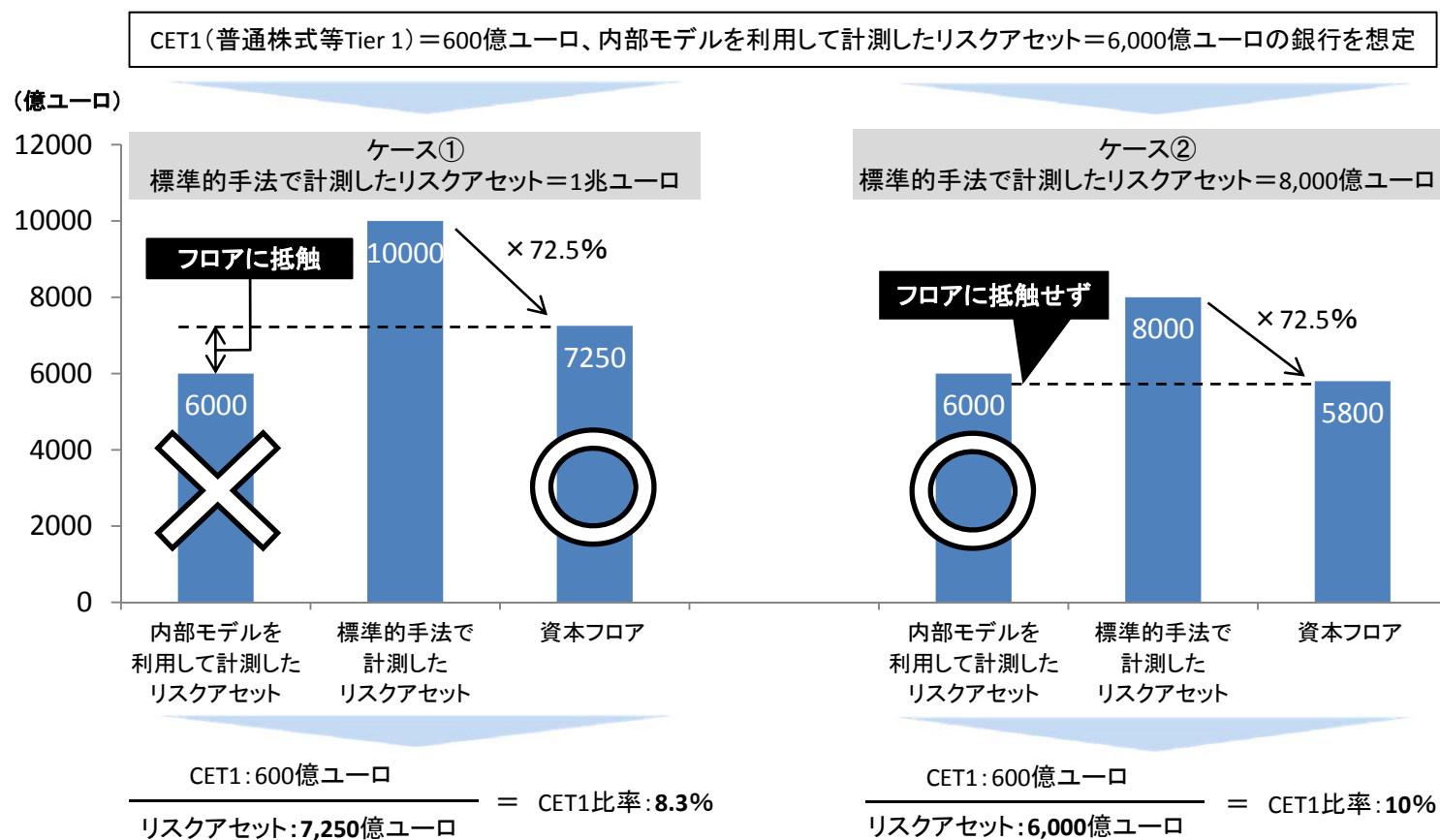
項目		適用可能な内部格付手法の種類	
		現行	改訂後
事業法人	大企業・中堅企業 (売上高5億ユーロ超)	<u>AIRB(先進的内部格付手法)</u> 、 FIRB(基礎的内部格付手法)	<u>FIRBのみ</u>
	中小企業	AIRB、FIRB	AIRB、FIRB
金融機関		<u>AIRB、FIRB</u>	<u>FIRBのみ</u>
株式		<u>AIRB、FIRB</u>	<u>内部格付手法の適用を禁止</u> (標準的手法を適用)
特定貸付債権		AIRB、FIRB、スロットティングクライテリア方式	AIRB、FIRB、スロットティングクライテリア方式

(資料) みずほ総合研究所作成

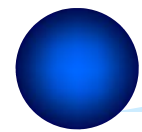
## (4) 標準的手法ベースの資本フロアの導入

- 自己資本比率の分母(リスクアセット)について、内部モデルにより算出した額が、標準的手法により算出した額を大幅に下回らないよう、リスクアセットの下限(資本フロア)を標準的手法により算出した額の72.5%に設定
  - ・ 2022年から2027年にかけて段階的に実施

### 【 資本フロアのシミュレーション 】



(資料) みずほ総合研究所作成



## 4. その他のバーゼル規制の強化

## (1) 大口エクスポージャー規制の強化

- 2014年4月、バーゼル委は、「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み」の最終規則を公表
  - ・ バーゼル委ガイダンス「大口エクスポージャーの測定と管理」(1991年)に代わるもの
  - ・ ①自己資本比率では考慮されていない集中リスクへの対処、②G-SIBs間のリスク伝播の軽減、等を目的として、特定の債務者グループに対する信用供与に限度額を設けるもの
  - ・ 2019年1月に開始予定(経過措置なし)

### 【 大口エクスポージャー規制の概要 】

「実質的支配関係」(議決権の保有等)および「経済的相互依存関係」(資金繰り面の依存等)の有無に基づき債務者グループの特定(受信者合算)を実施

$$\frac{\text{特定の債務者グループに対するエクスポージャー}}{\text{Tier 1資本}} \leq 25\%$$

G-SIBs間は15%

(資料) みずほ総合研究所作成



## (2) 銀行勘定の金利リスク(IRRBB)に対する規制の強化

- バーゼル委は、2013年春より、①トレーディング勘定との間の規制の平仄、②将来の金利上昇に対する備え、の観点から、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)に対する規制の強化について、検討を開始
  - ・ IRRBBとは、金利水準の変動により、銀行勘定の資産・負債の経済価値または収益が変動するリスク
- 2015年6月、バーゼル委は、市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」を公表
  - ・ IRRBBについて、自己資本比率の分母に算入する「第1の柱案」と、従来の監督対応の深化を図る「第2の柱案」を提案
- 2016年4月、バーゼル委は「第2の柱案」を採用した最終文書「銀行勘定の金利リスク」を公表。2018年に実施

### 【「銀行勘定の金利リスク」の概要】

		従来基準(2004年ガイドライン)	最終文書(2016年4月)
ショック シナリオ	シナリオ数	2シナリオ(上方/下方パラレルシフト)	6シナリオ(上方/下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇/低下) ※スティープ化:短期金利低下+長期金利上昇 ※フラット化:短期金利上昇+長期金利低下
	ショック幅	①200bp または ②過去5年の1%/99%タイル値	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本円:100bp(パラレル・短期金利・長期金利)</li> <li>• 米ドル:200bp(パラレル)、300bp(短期金利)、150bp(長期金利)</li> <li>• 英ポンド:250bp(パラレル)、300bp(短期金利)、150bp(長期金利)</li> <li>• ユーロ:200bp(パラレル)、250bp(短期金利)、100bp(長期金利)</li> </ul>
監督上の基準値 (アウトライヤー比率)		Tier 1+Tier 2の20%	Tier 1の15% • 各国当局が追加的な基準を設定可能(例えば、自己資本のうち規制資本を上回る余剰額(資本バッファー)と金利リスク量の対比など)
当局による対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準値を超えた銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならない</li> <li>• 銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断される場合には、①リスクの削減、②資本増強、③両者の組み合わせ、を求める是正措置を検討すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準値を超えた銀行が、過大な金利リスクを抱えていないか、当局がレビューを実施</li> <li>• レビューの結果も踏まえ、金利リスクテイクやリスク管理等に問題がある場合には、少なくとも次のうち1つの措置を採るよう求めなければならない ①リスクの削減、②資本増強、③内部モデルのパラメータ制限、④リスク管理向上</li> </ul>
定量的開示		経済価値または期間収益の変動額(アウトライヤー比率は非開示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済価値(6シナリオ毎)および期間収益の変動額をTier 1の額と対比する形で開示</li> <li>• コア預金の平均・最長満期</li> </ul>

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

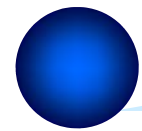
### (3) ステップイン・リスクの特定と管理

- 2017年10月、バーゼル委は、「ガイドライン:ステップイン・リスクの特定と管理」の最終文書を公表
- シャドーバンキング規制の一環として、シャドーバンキング事業体の危機が銀行に波及するリスクの軽減を図るもの
  - ・ ステップイン・リスクとは、銀行が危機に陥った非連結の事業体を契約上の義務を超えて支援せざるを得なくなるリスク。先般の金融危機時に、銀行がこうした事業体を救済した事例あり
- 具体的には、銀行に対してステップイン・リスクの自己評価と監督当局への報告を求めるとともに、監督当局に対してその検証と対応の決定を求めており、バーゼル委は、各国に対して2020年までの実施を要求

#### 【「ステップイン・リスクの特定と管理」の概要】

銀行によるステップイン・リスクの自己評価と監督当局への報告
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 事業体との関係を踏まえてステップイン・リスクを評価すべき事業体を選定</li><li>2. 法令により支援できない事業体や重要性の低い事業体を除外</li><li>3. 残った事業体をステップイン・リスクの指標を用いて判定</li><li>4. 重大なステップイン・リスクが存在すると判定された事業体について、流動性・自己資本への潜在的な影響を推計し、適切なリスク管理上の措置を決定</li><li>5. 上記ステップイン・リスクの自己評価を監督当局に報告</li></ol>
監督当局の対応
<ol style="list-style-type: none"><li>6. 銀行の自己評価を検証し、追加的な対応の要否を決定</li></ol>

(資料) みずほ総合研究所作成



## 5. too-big-to-fail問題対策

## (1) too-big-to-fail(大き過ぎて潰せない)問題対策

- 先般の金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済せざるを得なかったことにより表面化したtoo-big-to-fail(大き過ぎて潰せない)問題に対処するため、SIFIs(システム上重要な金融機関)について、破綻処理局面における金融システムの不安定化や納税者負担を回避するための取り組みや、破綻予防のための規制枠組みを検討し、順次実施

### 【 too-big-to-fail問題対策 】

#### too-big-to-fail問題

- too-big-to-fail(大き過ぎて潰せない)とは、金融システムの安定が損なわれるため、大規模・複雑な金融機関を破綻させられない状態のこと
- そのような金融機関を公的資金によって救済した場合、納税者負担が発生する可能性がある
- また、救済されることへの期待が、大規模・複雑な金融機関による過大なリスクテイクや不当に低利での資金調達を助長している可能性がある(金融機関のモラルハザード)

(資料) みずほ総合研究所作成

#### too-big-to-fail問題対策

##### SIFIs(システム上重要な金融機関)の指定

破綻した場合に金融システムの安定性に与える影響が大きい大規模・複雑な金融機関をSIFIsとして指定

##### 実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性

金融システムの不安定化や納税者負担を回避しつつ、SIFIsの秩序ある破綻処理を可能とするための取り組み

##### G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)バッファ

G-SIBsが資本不足に陥る可能性や銀行の巨大化へのインセンティブを低減するため、G-SIBsに対して追加的にCET1資本を備えるよう求める規制

##### TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保)

G-SIBsの破綻時の損失吸収力を高めるため、破綻時に元本削減・株式転換等が可能な負債等を十分に確保するよう求める規制

(資料) みずほ総合研究所作成

## (2) SIFIs(システム上重要な金融機関)の指定

- FSBは、バーゼル委やIAIS(保険監督者国際機構)とともに、破綻した場合に金融システムの安定性に与える影響が大きい金融機関を特定するため、業態ごとにSIFIs(Systemically Important Financial Institutions、システム上重要な金融機関)の選定を進めている

【 SIFIsの選定手法に係る作業の状況 】

	グローバルな システム上重要な金融機関	国内の システム上重要な金融機関
銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2011年11月、G20カンヌサミットで合意</li> <li>• 以降、G-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)のリストを年次公表</li> <li>• 2017年3月、G-SIBsの選定手法の見直しに係る市中協議文書を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2012年10月に枠組みを公表</li> </ul>
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2013年よりG-SIIs(グローバルなシステム上重要な保険会社)のリストを公表</li> <li>• 2016年6月、選定手法を改訂</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市場インフラや銀行・保険会社以外の金融機関(※)について検討中</li> </ul> <p>※ 選定手法に係る作業が中断中(詳細はP.47)</p>	

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

### (3) 実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性 ① FSBの取り組み

- 2011年10月、FSBは、「実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」を策定(2014年10月アップデート)。各国における取り組みを促進中
  - ・ 金融システムの不安定化や納税者負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするための取り組み
- このほか、クロスボーダー破綻処理の障害を取り除くため、ISDA(国際スワップ・デリバティブ協会)とともに、クロスボーダー破綻処理における、デリバティブ契約やレポ・証券貸借取引の早期解約条項の発動停止措置の対外的効力を確保するための取組み(G-SIBsによるISDAのプロトコルの採用等)を進めている

#### 【 FSB「実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011年10月)の概要 】

- 各国の破綻処理制度の改善(各国当局が有すべき破綻処理の権限を整理)
- G-SIFIごとに再建・破綻処理計画(RRP)を策定
- G-SIFIごとに破綻処理のしやすさ(resolvability)を評価
- G-SIFIごとに危機管理グループ(CMG。母国当局及び主要な現地国当局が参加)を設置
- 破綻処理コストの負担方式としてベイルイン(債権者に負担を負わせる方式)を提唱

(資料) みずほ総合研究所作成

### (3) 実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性 ② 各国の取り組み

- 各国は、FSB「実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011年10月)を受けて、破綻処理制度の整備やG-SIFIsの再建・破綻処理計画の策定を進めている

#### 【 各国における破綻処理制度の整備、G-SIFIsの再建・破綻処理計画の策定に向けた取り組み 】

<p>米国</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2010年7月に成立したドッド・フランク法により、「秩序立った清算権限(OLA)」を導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融システムに影響を与える預金保険対象外の金融会社が対象(資産500億ドル以上の銀行持株会社、ノンバンクSIFIs、その他の金融会社)</li> <li>✓ FDIC(米連邦預金保険公社)は管財人として、ブリッジ金融会社設立等、銀行破綻処理とほぼ同等の権限を行使</li> </ul> </li> <li>• 同じくドッド・フランク法により、大規模金融機関に対し、破綻時を想定した対応計画(いわゆるリビング・ウィル)の当局宛提出と定期的な更新を義務付け</li> <li>• 2014年9月にFRB(連邦準備制度理事会)が米国大手銀行持株会社8社に対して再建計画(Recovery Plan)の作成を要請したほか、2016年9月にOCC(通貨監督庁)が大規模な銀行向けの再建計画作成に係る最終ガイドラインを公表</li> </ul>
<p>EU</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2014年5月、銀行再建・破綻処理指令(BRRD:Bank Recovery and Resolution Directive)を最終採択。2015年1月適用開始               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ブリッジバンク・他銀行への事業移転等の破綻処理権限を各国当局に付与</li> <li>✓ システム上重要な金融機関について再建・破綻処理計画の策定を規定</li> </ul> </li> </ul>
<p>日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2013年金商法等改正において、「金融機関の秩序ある処理の枠組み」を導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 対象は、預金金融機関・保険会社・証券会社・金融持株会社およびその子会社</li> <li>✓ 債務超過の場合、重要な市場取引等を承継金融機関に引き継ぎ、履行を確保しつつ、破産法制に基づき金融機関を処理</li> </ul> </li> <li>• また、金融庁は、平成27事務年度金融行政方針において、G-SIBsに対して再建計画の策定・改訂を求めることや当局において処理計画の策定に向けた取り組みを進めることを明記</li> </ul>

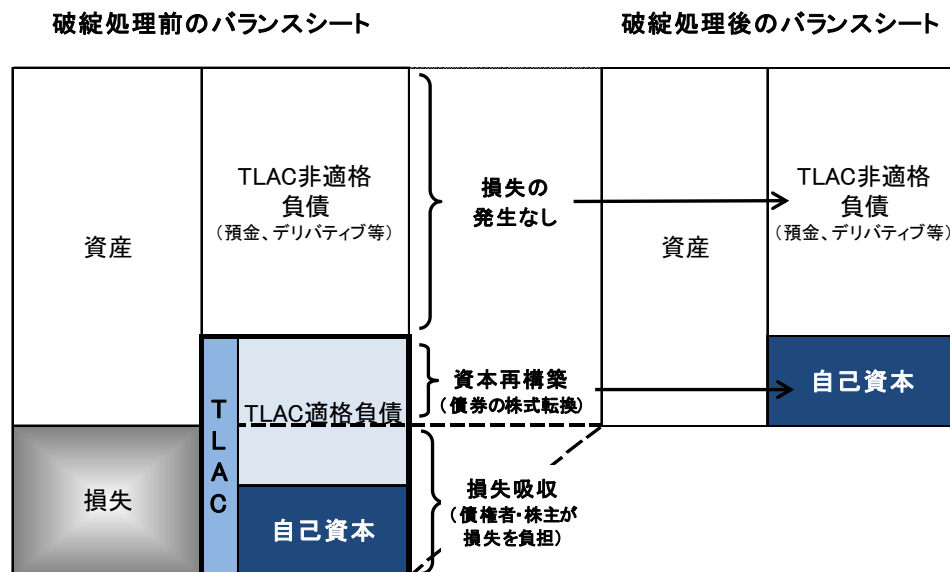
(資料) みずほ総合研究所作成

## (4) TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保) ① TLACとは

- 2015年11月、FSBは、G-SIBsに対する規制としてTLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保)の国際基準に合意
  - ・ 金融システムの混乱や納税者負担を伴わない形での破綻処理を可能とする観点から、G-SIBsのバйлイン(破綻時に株主に加えて債権者にも損失を吸収させること)による破綻処理の促進が目的
- G-SIBsに対して十分な外部TLAC(バーゼルⅢ適格自己資本やTLAC適格負債が算入される)の確保を求める規制
  - ・ 外部TLACには、バーゼルⅢの自己資本比率における自己資本(バーゼルⅢ適格自己資本)や破綻時に元本削減や株式転換によって損失を吸収できる負債(TLAC適格負債)が算入される

### 【 TLACを用いた破綻処理のイメージ 】

### 【 TLAC適格負債の必要条件 】



(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

- 除外債務(※1)以外の負債(普通社債等)
  - 破綻処理エンティティ(※2)が発行・維持
  - グループ内から調達していない
  - 債権の優先順位が除外債務よりも劣後(※3)
  - 無担保
  - 満期までの期間が1年以上 他
- ※1 除外債務・・・預金保険対象預金、デリバティブから生じる負債、仕組債等
- ※2 破綻処理エンティティ・・・各G-SIBの破綻処理戦略に沿って当局による破綻処理手段(資産移転、債務の元本削減等)が適用されるエンティティ
- ※3 劣後要件・・・以下のいずれかの方法によって充足する必要
- ① 契約によって劣後させる方法
  - ② 各国の法令に基づき劣後させる方法
  - ③ 除外債務の少ない持株会社等の破綻処理エンティティが発行・維持することによって劣後させる方法

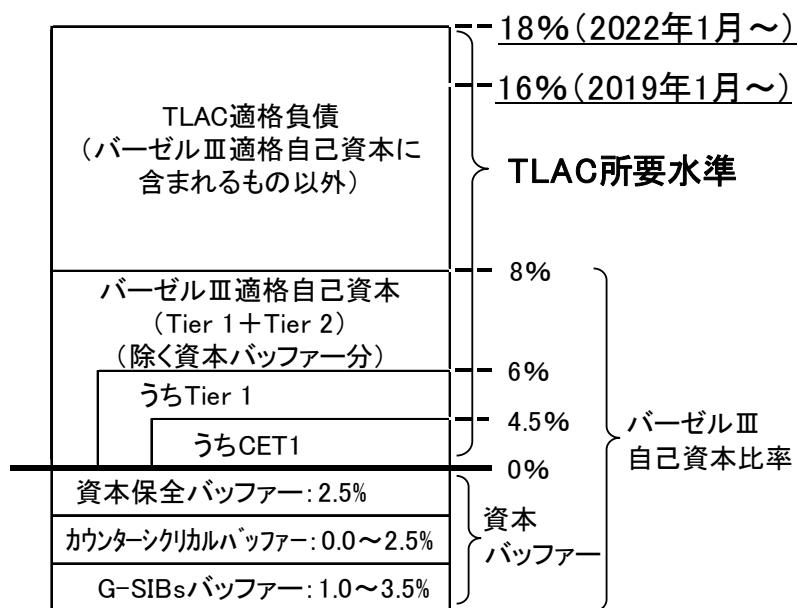
(資料) みずほ総合研究所作成



## (4) TLAC(破綻時に備えた損失吸収力の確保) ② 外部TLACの所要水準

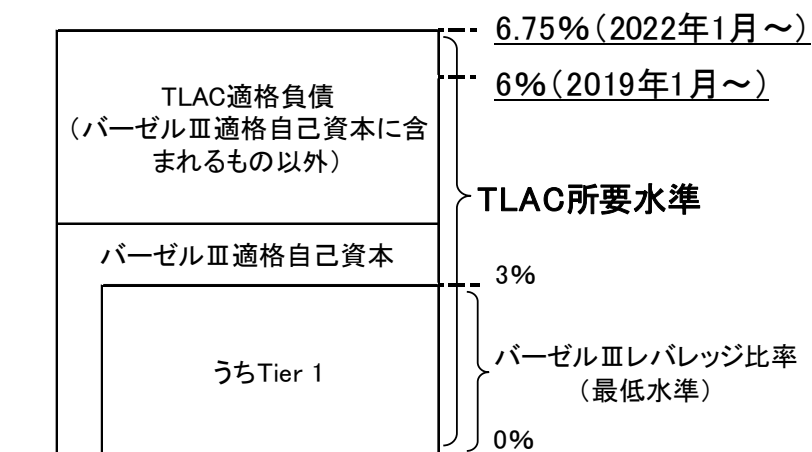
- TLACは、2段階で実施される予定(第1段階:2019年1月～、第2段階:2022年1月～)
  - ・ 中国をはじめとする新興国のG-SIBsについては、第1段階・第2段階の開始がそれぞれ遅くとも2025年1月・2028年1月
- 外部TLACの所要水準は、バーゼルⅢの自己資本比率の分母であるリスクアセット対比で18%(第1段階は16%。資本バッファ一分は算入不可)、バーゼルⅢのレバレッジ比率の分母対比で6.75%(第1段階は6%)
  - ・ 破綻処理費用を拠出する当局からG-SIBsの資本再構築に関する事前の信頼できるコミットメントがある場合、リスクアセットの3.5%相当額(第1段階は2.5%相当額)をTLACに加算することができる(日本のG-SIBsを念頭に置いた特例)

【 リスクアセットに対する所要水準 】

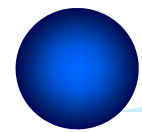


(資料) みずほ総合研究所作成

【 レバレッジ比率の分母に対する所要水準 】



(資料) みずほ総合研究所作成

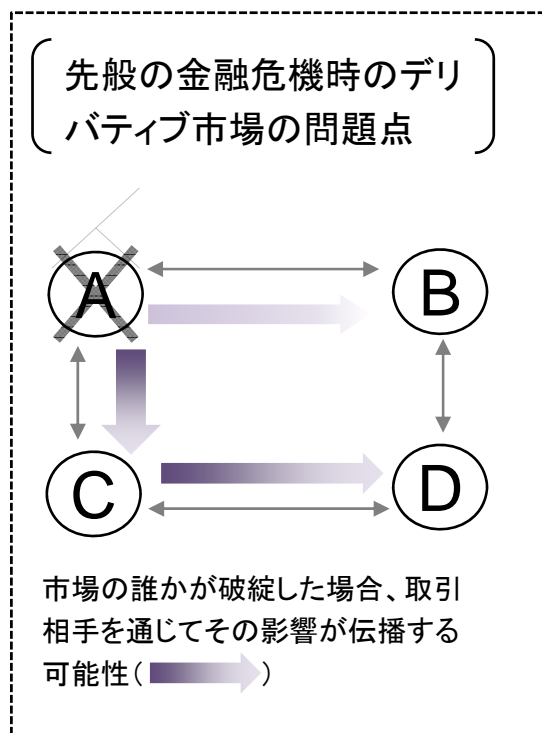


## 6. 店頭デリバティブ市場改革

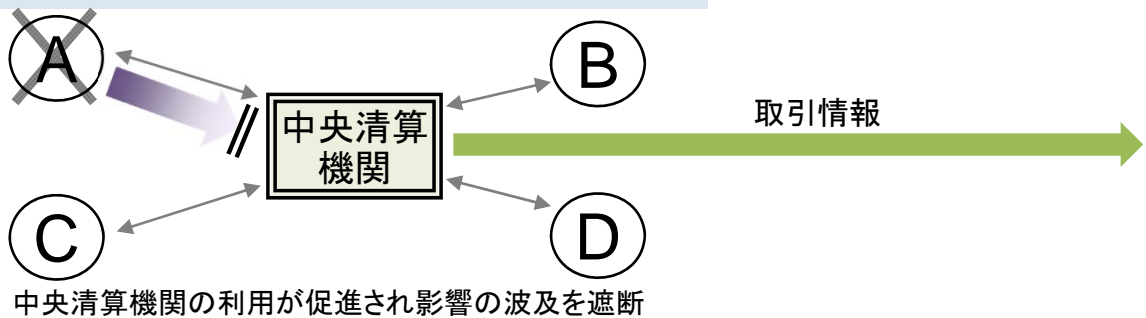
# (1) 店頭デリバティブ市場改革

- リーマン・ショック時に、CDS等の店頭デリバティブ市場においてカウンターパーティリスクの高まりにより急速な金融危機の伝播が見られた反省を踏まえ、市場の透明性・安定性を改善
  - ・ 店頭デリバティブ取引について、中央清算機関(CCP)への清算集中義務や中央清算されない取引に係る証拠金規制を導入

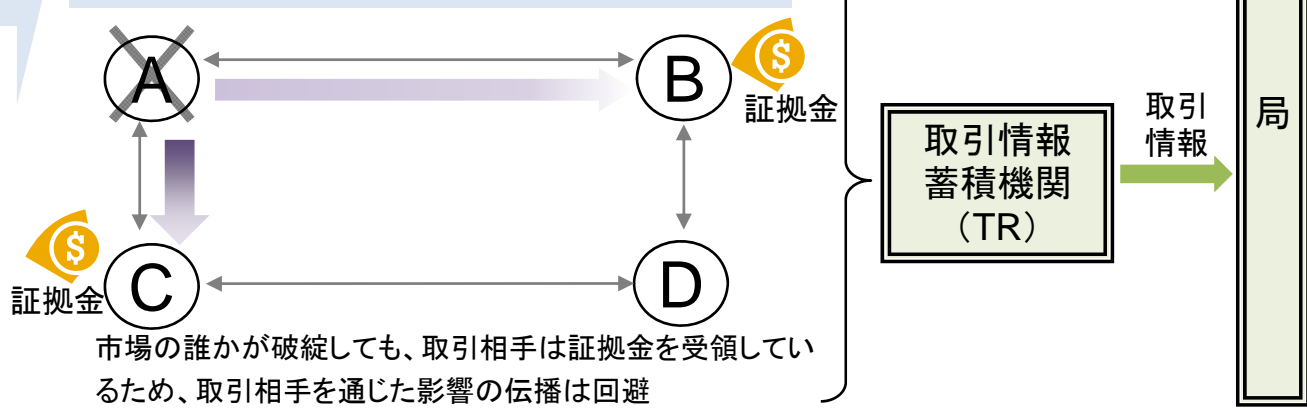
【店頭デリバティブ市場改革のイメージ】



## ① 清算集中義務(標準化された取引)



## ② 証拠金規制(中央清算されない取引)



(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

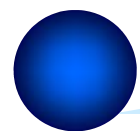
## (2) 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制

- 2013年9月、バーゼル委とIOSCOが「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最終枠組み」を公表
- 2015年3月、バーゼル委とIOSCOは枠組みを改訂
  - ・ 実施時期を9カ月延期。2016年9月1日からの段階的導入に変更(改訂前は2015年12月1日からの段階的導入)
  - ・ 各国規制の調和に向けて当局・業界間の調整を続けていく方針を表明

### 【バーゼル委・IOSCO「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最終枠組み」(2013年9月)の概要】

対象取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央清算されない全てのデリバティブ取引 (現物決済型為替スワップ・フォワード取引は本枠組みの対象外)</li> </ul>
対象主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「金融機関」・「システム上重要な非金融機関」(範囲は各国が判断)同士が行う対象取引について、変動証拠金・当初証拠金を授受</li> <li>・ ただし、当初証拠金については、一定の閾値(中央清算されないデリバティブ取引の想定元本が80億ユーロ)を超える主体に対象を限定</li> </ul>
変動証拠金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デリバティブ取引の時価(勝ちポジション・負けポジション)に応じて授受</li> <li>・ 十分に高い頻度(例えば日次)で計算し、支払い</li> </ul>
当初証拠金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引相手が破綻した際にポジションを再構築するまでに生じると想定される時価変動をカバー</li> <li>・ 取引開始時等に相互に授受し、分別管理</li> <li>・ 当初証拠金の計算は、当局により承認されたモデルまたは国際基準に示されている標準表を利用</li> </ul>
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動証拠金: 2016年9月1日から2017年3月1日にかけて段階的に導入※</li> <li>・ 当初証拠金: 2016年9月1日から2020年9月1日にかけて段階的に導入※</li> </ul> <p>※中央清算されないデリバティブ取引の想定元本が3兆ユーロ以上の適用主体同士の取引から順次導入</p>

(注) 実施時期については2015年3月のバーゼル委・IOSCOによる枠組みの改訂を踏まえた内容。  
(資料) みずほ総合研究所作成

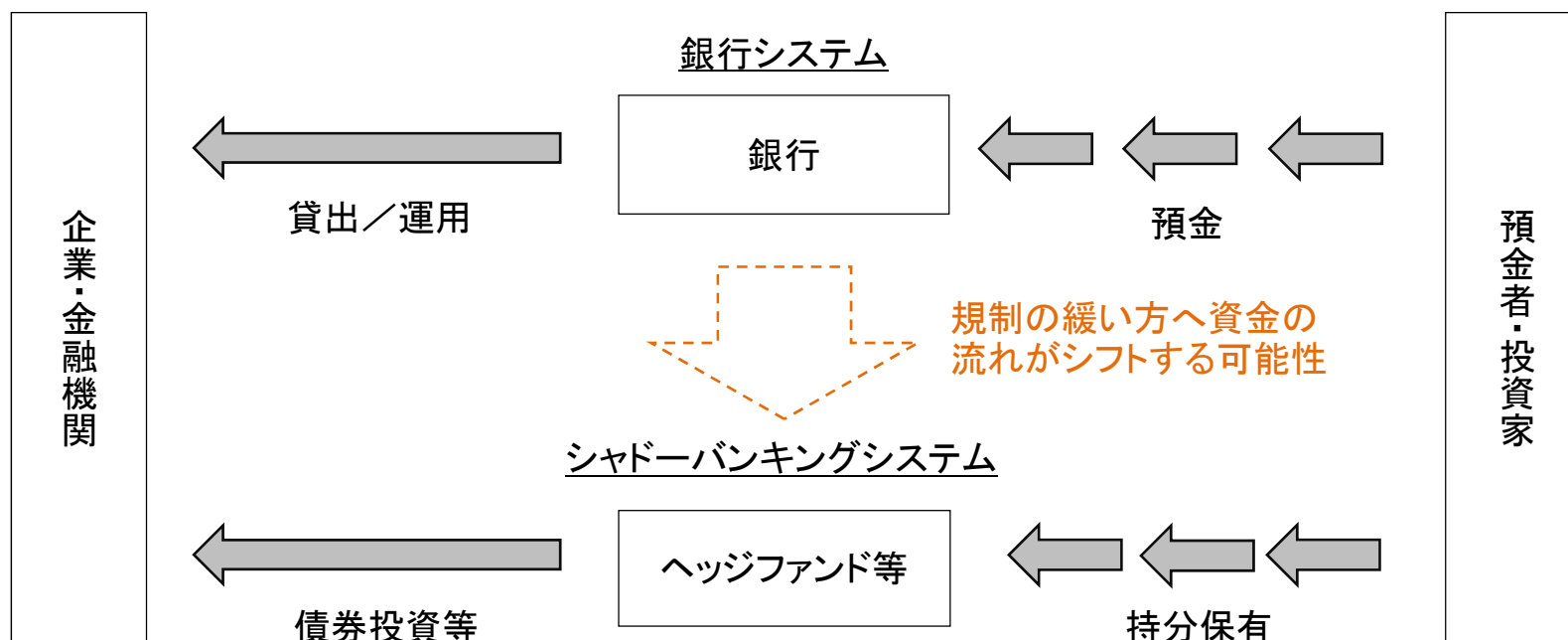


## 7. シャドーバンキング規制

# (1) シャドールンキング問題

- 銀行および銀行グループへの規制強化に伴う規制回避の動きに対処するため、非銀行金融セクター(シャドールンキングセクター)への規制・監督も強化
  - ・ シャドールンキングとは、ヘッジファンド、MMF(マネーマーケットファンド)など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動のこと

【 シャドールンキング問題のイメージ 】



(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

## (2) シャドーバンキング規制の5つの検討分野と提言内容

- G20の要請を受け、FSBは2011年10月、「シャドーバンキングの監督および規制の強化に関する勧告」を公表、G20カンヌサミットでその内容を承認
  - ・ 合意された5つの検討分野について、FSB・バーゼル委・IOSCOから最終報告書等が公表済み

### 【 G20カンヌサミットにおいて合意された5つの検討分野と提言内容 】

検討分野	主な提言内容等	検討状況
銀行のシャドーバンキングへの関与	ファンド向け出資の自己資本規制上の取扱いの見直し	2013年12月、バーゼル委が最終規則を公表
	大口エクスポージャー規制の強化	2014年4月、バーゼル委が最終規則を公表
	ステップイン・リスクの特定と管理	2017年10月、バーゼル委が最終文書を公表
マネー・マーケット・ファンド(MMF)	安定的基準価額方式から変動的基準価額方式(組入証券を市場価格など公正な価格で評価し基準価額を算定する方式)への移行 安定的基準価額方式を維持する場合、損失吸収措置およびMMFからの資金流出防止措置を実施	2012年10月、IOSCOが最終報告書を公表
MMF以外のシャドーバンキング主体	MMF以外のシャドーバンキング主体についてリスクを査定し、必要な場合に政策措置を実施	2013年8月、FSBが最終報告書を公表
証券化商品	証券化商品の発行者等への適切なインセンティブの付与(証券化リスクリテンション) 投資家の投資判断に資する十分な情報開示	2012年11月、IOSCOが最終報告書を公表
レポ・証券貸借取引	レポ・証券貸借取引の担保について、一定水準以上の掛け目(ヘアカット)の設定を義務付け レポ・証券貸借取引市場に関する国際的なデータ収集と集計	2013年8月、FSBが報告書を公表

(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

### (3) 資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性への対応

- FSBは、2017年1月、資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性(オープンエンド型投資ファンドの投げ売りリスク等)に対応する政策提言を公表。今後IOSCOは、ファンドにおける流動性ミスマッチ・レバレッジに関する提言を行う予定
- ・ 当初は、世界的な資産運用会社をNBNI G-SIFIs (Non-Bank Non-Insurer Global Systemically Important Financial Institutions、銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関)に指定することによって対処する方針であったが、特定の資産運用会社に着目するエンティティベースの規制ではなく、市場全体における資産運用業の商品・業務の特性に着目したアクティビティベースの規制によって対処する方針に転換

#### 【 NBNI G-SIFIsの選定手法に係る作業の経緯 】

2011年11月	G20カンヌサミットにおいて銀行・保険会社以外のシステム上重要な金融機関の選定手法の策定に合意
2014年1月	NBNI G-SIFIsの選定手法に係る第一次市中協議文書
2015年3月	NBNI G-SIFIsの選定手法に係る第二次市中協議文書
2015年7月	NBNI G-SIFIsの選定手法に係る作業の中断を発表。資産運用業の商品・業務の特性に着目した政策提言に係る作業が完了した後、政策提言では解消されないリスクへの対処を目的として再開する予定

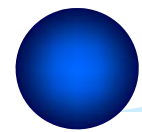
(資料) みずほ総合研究所作成

#### 【 政策提言が対処している構造的な脆弱性 】

- オープンエンド型ファンドの「投資対象資産」と「償還に係る契約条件」の間の流動性ミスマッチ
- 投資ファンドにおけるレバレッジ
- オペレーショナルリスクおよびストレス時の投資マナデート・顧客アカウントの移転に係る課題
- 資産運用業者とファンドによる証券貸借取引

(資料) みずほ総合研究所作成





## 8. 米国における規制改革

## (1) ドッド・フランク法

- 米国は、先般の金融危機後、規制改革を積極的に推進。2010年7月には、包括的な金融規制改革法(ドッド・フランク法)が成立
  - ・ システム上重要な金融機関に対する金融監督体制の整備、リスクの高い業務に対する規制(ボルカー・ルール等)、金融機関の破綻に伴う納税者負担の回避、消費者・投資家保護等が規制改革の中心的課題
  - ・ 全16編からなる大規模な法律。規制緩和により金融ビジネスの活性化を図ろうとしてきた従来の方針を大きく転換し、多くの点で規制を強化する内容

### 【ドッド・フランク法の構成(一部)】

項目	主なポイント
第1編 金融の安定	FSOC(金融安定監督評議会)の新設、FSOCによるノンバンクSIFIsの指定、SIFIsごとの破綻処理計画(リビングウィル)の策定、大手銀行に対するEPS(高度健全性基準)、FBO規制(ドッド・フランク法第165条に基づく外国銀行規制)
第2編 秩序だった清算の権限(Orderly Liquidity Authority)	FDIC(連邦預金保険公社)主導の破綻処理
第3編 OCC(通貨監督庁)、FDIC、FRB(連邦準備制度理事會)への権限移管	OTS(貯蓄金融機関監督庁)の解体と機能の移管
第5編 保険	財務省内にFIO(連邦保険局)を新設
第6編 銀行等の規制の改善	ボルカー・ルール
第7編 ウォール街の透明性・説明責任	デリバティブ規制
第9編 投資者保護と証券規制の改善	証券化リスクリテンション、報酬規制、コーポレートガバナンス、信用格付会社
第10編 CFPB(金融消費者保護局)	FRS(連邦準備制度)内に独立部署としてCFPBを新設

(資料) みずほ総合研究所作成



### (3) 自己資本規制・流動性規制の米国内実施

○ 米国は、国際基準よりも厳しい内容の国内規制を策定・実施

【 自己資本規制・流動性規制に関する国際基準と米国基準の比較 】

規制	国際基準	米国基準
自己資本比率におけるG-SIBsバッファ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1%~3.5%(2017年11月時点では、最もシステム上の重要性が高い銀行で2.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期ホールセール調達への依存度を係数として用いて計算。当初、国際基準のおよそ2倍の水準が示された(最もシステム上の重要性が高い銀行で4.5%)</li> </ul>
レバレッジ比率バッファ	<ul style="list-style-type: none"> <li>0.5%~1.75%(2017年11月時点では、最もシステム上の重要性が高い銀行で1.25%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国G-SIBsにつき、銀行持株会社レベル:2%、子銀行レベル:3%</li> </ul>
TLAC	<ul style="list-style-type: none"> <li>レバレッジ比率の分母に対して6.75%</li> <li>リスクアセットに対して18%(資本バッファとは別に)</li> <li>長期負債:TLAC(バーゼルⅢ適格自己資本+TLAC適格負債)の33%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レバレッジ比率の分母に対して9.5%</li> <li>リスクアセットに対して18%(資本バッファとは別に)</li> <li>長期負債:①リスクアセット×(6%+G-SIBs/バッファ)、②レバレッジ比率の分母×4.5%、のうち大きい方の額以上</li> </ul>
リスクアセットの計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国外の銀行は内部モデルの利用により所要自己資本を低減可能</li> <li>証券化エクスポージャー:リスクウェイトのフロア(下限)は15%。簡素で透明性が高く比較可能な取引は10%等のより低いフロアの対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①標準的手法による所要自己資本、②先進的手法(内部モデルを利用する手法)による所要自己資本、のうち大きい方を採用</li> <li>証券化(エージェンシーMBSを除く)のリスクウェイトのフロアは20%</li> </ul>
LCR	<ul style="list-style-type: none"> <li>30日間のストレス期間に耐えられるだけの十分なHQLA(高品質流動資産)の確保を要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分子のHQLAについて、ほとんどの地方債・民間MBSが対象外であるなど、国際基準よりも厳しい定義を利用</li> <li>分母の純資金流出額について国際基準よりも保守的な定義を利用</li> </ul>

(資料) 米財務省資料より、みずほ総合研究所作成

## (4) 米国における規模に応じた銀行規制の調整

- 米国では、銀行の規模に応じて自己資本規制・流動性規制のレベルが調整されている

### 【 米国における自己資本規制・流動性規制の適用対象 】

規制	銀行の規模(下のカッコ内は連結総資産の額)				
	G-SIBs	国際的に活動する銀行 (2500億ドル～)	リージョナルバンク (500～2500億ドル)	中規模行 (100～500億ドル)	小規模行 (～100億ドル)
<b>ストレステスト</b>					
CCAR Fedによるプロセスの定性的なレビュー	○	○	—	—	—
CCAR Fedによる定量的なストレステスト	○	○	○	—	—
DFAST Fedによる定量的なストレステスト	○	○	○	—	—
DFAST 自社によるストレステスト	○	○	○	○	—
<b>自己資本規制</b>					
自己資本比率 G-SIBsバッファ	○	—	—	—	—
自己資本比率 カウンターシクリカルバッファ	○	○	—	—	—
自己資本比率 AOCIの変化の自己資本への反映	○	○	—	—	—
自己資本比率	○	○	○	○	○
強化された追加的レバレッジ比率	○	—	—	—	—
追加的レバレッジ比率3%	○	○	—	—	—
米国レバレッジ比率	○	○	○	○	○
TLAC・長期負債要件	○	—	—	—	—
<b>流動性規制</b>					
LCR	○	○	—	—	—
修正LCR	—	—	○	—	—
NSFR(ルール案)	○	○	—	—	—
修正NSFR(ルール案)	—	—	○	—	—

(資料) 米財務省資料より、みずほ総合研究所作成

## (5) ボルカー・ルール

- ボルカー・ルールとは、ドッド・フランク法第619条に基づき、銀行によるリスクの高いトレーディングやファンド投資の原則禁止を規定するルール。最終ルールは2013年12月に確定、2015年7月に実施
  - ・ 対象には米国に拠点を有する米国外の銀行グループも含まれる
  - ・ 外銀による米国外で行われる取引、国債等の取引、マーケットメイク関連の取引、リスクヘッジ目的の取引等に関する適用除外あり

### 【ボルカー・ルールのポイント】

対象銀行	米銀グループ、米国に拠点を有する外銀グループ	
規制内容	自己勘定取引の禁止	
	自己勘定取引に該当しない取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レポ等の証券金融取引</li> <li>・流動性管理計画に沿った流動性管理目的の取引 ほか</li> </ul>
	許容される取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外銀による米国外で行われる取引</li> <li>・①米国債、②外銀米国拠点による母国債、③米銀外国拠点による当該進出国の国債、の取引</li> <li>・マーケットメイク関連の取引</li> <li>・リスクヘッジ目的の取引 ほか</li> </ul>
	ヘッジファンド・プライベートエクイティファンドへの投資等の禁止	
	禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象ファンドの持分の取得・保有</li> <li>・対象ファンドへのスポンサー行為(意思決定・運営への関与、名称の共有、等)</li> </ul>
禁止の例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外銀による米国外で行われる投資等</li> <li>・①顧客の資産運用のためのファンドの組成・募集、②資産担保証券の発行主体の組成・募集、等における①シード投資(ファンド設立時の投資家を引き付けるための投資)、②軽微な投資(ファンドの全持分の3%以下、全対象ファンドへの投資総額が自行のTier 1の3%以下) ほか</li> </ul>	
法令遵守のための実施事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスプログラム(ルールの遵守を確保するための計画)の整備</li> <li>・トレーディング業務に関する定量的情報の当局宛報告</li> </ul>	

(資料) みずほ総合研究所作成

## (6) FBO規制(ドッド・フランク法第165条に基づく外国銀行規制)

- 2014年2月、FRBは、FBO規制(ドッド・フランク法第165条に基づく外国銀行規制)の最終ルールを公表
  - ・ 一定規模以上の外国銀行に対して、米国での中間持株会社(IHC)の設置を義務付けるとともに、米国業務に関して米国の大手銀行と同等の健全性要件等を適用
  - ・ 一部規定を除いて2016年7月に実施

### 【 FBO規制のポイント 】

項目	外国銀行の規模	
	合算米国資産500億ドル以上	米国非支店資産500億ドル未満
IHC設置要件	米国中間持株会社(IHC)の設置を義務付け	対象外
IHCに対する自己資本要件	IHCに対して米国大手銀行と同等の自己資本規制・CCARを賦課	対象外
流動性要件	流動性管理(キャッシュフロー予測、緊急時の資金調達計画の策定等)、流動性ストレステストの実施、流動性バッファの保持、を義務付け	
リスク管理要件	米国業務横断的なリスク管理に係る体制整備(米国リスク委員会・米国最高リスク責任者の設置を含む)を要求	

(資料) みずほ総合研究所作成

## (7) 米国G-SIBsバッファ

- 2015年7月、FRBは、G-SIBsバッファの米国内ルールを承認
  - ・ 米国のG-SIBsに対して、国際基準に沿った計算方法(Method 1)に基づくスコアと、短期ホールセール資金調達への依存度を重視した米国独自の計算方法(Method 2)に基づくスコアのうち、より高い方のスコアに応じたG-SIBsバッファを課すもの(基本的にMethod 2に基づくスコアの方が高くなる)
  - ・ 2016年から2019年にかけて段階的に実施

【各計算方法に用いられる指標と係数】

区分	指標	係数等	
		Method 1	Method 2
規模	総エクスポージャー	20.00%	4.423%
相互連関性	金融システム内資産	6.67%	12.007%
	金融システム内債務	6.67%	12.490%
	有価証券残高	6.67%	9.056%
代替可能性	決済業務	6.67%	「代替可能性」の区分を「短期ホールセール資金調達への依存度」に置換
	預かり資産残高(AUC)	6.67%	
	証券市場における引受取引	6.67%	
複雑性	店頭デリバティブ想定元本	6.67%	0.155%
	トレーディング用有価証券、売買可能有価証券	6.67%	30.169%
	レベル3資産	6.67%	161.177%
法域を超える活動	法域を超える債権	10.00%	9.277%
	法域を超える債務	10.00%	9.926%

(資料) みずほ総合研究所作成

【FRBによる各G-SIBのスコア・バッファ水準の試算】

	米国内ルール(注)			(参考)FSBのG-SIBsリスト(2015年11月)におけるバッファ水準
	Method 1スコア	Method 2スコア	米国内ルール(左記スコア)に基づくバッファ水準	
JPモルガン・チェース	473	857	4.5%	2.5%
シティグループ	409	714	3.5%	2.0%
バンク・オブ・アメリカ	311	559	3.0%	1.5%
ゴールドマン・サックス	248	585	3.0%	1.5%
モルガン・スタンレー	224	545	3.0%	1.5%
ウェルズ・ファーゴ	197	352	2.0%	1.0%
BNYメロン	149	213	1.0%	1.0%
ステート・ストリート	146	275	1.5%	1.0%

(注) 2012年～2014年時点の各行データ・BCBSデータを用いてFRBが試算。

(資料) FRB資料より、みずほ総合研究所作成



## (8) CCAR(包括的資本分析・審査)

- FRBは、年に1回、連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社に対してCCAR(Comprehensive Capital Analysis and Review、包括的資本分析・審査)を実施
  - ・ 深刻な景気後退期においても家計・企業への貸出を継続できるだけの自己資本を確保できているか(定量評価)、配当・自社株買い・増資等の資本行動を含む資本計画のプロセスが適切か(定性評価)、を分析・審査するもの
  - ・ FRBの満足する資本計画を提出できなかった銀行持株会社は、配当等の資本の社外流出が制限される

### 【2017年CCARの対象行・スケジュール】

対象行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模で複雑な銀行持株会社13行 — 定量評価と定性評価の両方の対象</li> <li>・大規模であるものの比較的複雑ではない銀行持株会社21行 — 定量評価の対象(定性評価は免除)</li> </ul>	
スケジュール	2017年 2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FRBがストレステストシナリオと指示書を公表</li> </ul>
	～2017年 4月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象行がFRBに資本計画を提出 — 資本計画には以下の内容を含める必要                             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 資本十分性の評価のための内部プロセスに係る詳細な記述</li> <li>② 取締役会が承認した資本活動に係る方針</li> <li>③ 向こう9四半期の資本活動の計画</li> </ol> </li> <li>— FRBが公表したストレステストシナリオおよび対象行が策定したストレスシナリオに沿ってストレステストを実施し、結果をFRBに報告する必要</li> </ul>
	～2017年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FRBが、定量評価・定性評価を行った上で、資本計画に反対するか否かを決定し、結果(資本計画に反対する場合には、その理由を含む)を公表</li> </ul>

### 【FRBによる評価の内容】

項目	主な評価の内容										
定量評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストレス下の経済金融環境において、向こう9四半期にわたって、資本計画に記載された資本活動を行った後の数値で、以下の各比率の水準を上回る自己資本を維持する能力                             <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>① CET1比率(※1)</td> <td style="text-align: right;">:4.5%</td> </tr> <tr> <td>② Tier 1比率(※1)</td> <td style="text-align: right;">:6.0%</td> </tr> <tr> <td>③ 総自己資本比率(※1)</td> <td style="text-align: right;">:8.0%</td> </tr> <tr> <td>④ Tier 1レバレッジ比率(※2)</td> <td style="text-align: right;">:4.0%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 追加的レバレッジ比率(※3)</td> <td style="text-align: right;">:3.0%</td> </tr> </table> </li> <li>※1: リスクアセットは標準的手法を用いて計算                              ※2: バーゼルⅢに準拠していない米国独自のレバレッジ比率                              ※3: 米国におけるバーゼルⅢに則ったレバレッジ比率</li> </ul>	① CET1比率(※1)	:4.5%	② Tier 1比率(※1)	:6.0%	③ 総自己資本比率(※1)	:8.0%	④ Tier 1レバレッジ比率(※2)	:4.0%	⑤ 追加的レバレッジ比率(※3)	:3.0%
① CET1比率(※1)	:4.5%										
② Tier 1比率(※1)	:6.0%										
③ 総自己資本比率(※1)	:8.0%										
④ Tier 1レバレッジ比率(※2)	:4.0%										
⑤ 追加的レバレッジ比率(※3)	:3.0%										
定性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本計画のプロセス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— ストレステストの方法</li> <li>— 資本計画のプロセスを支える①リスク認識、②内部管理、③ガバナンス</li> </ul> </li> <li>・ 対象行全体の課題(年度を通じた監督によって明らかにされたもの)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— リスク認識・リスク管理に係る慣行、内部管理プロセス、全体のコーポレートガバナンス</li> </ul> </li> </ul>										

(資料) みずほ総合研究所作成

(資料) みずほ総合研究所作成

## (9) 金融規制の基本原則(core principle)に関する大統領令

- 2016年11月、大統領選挙が行われ、共和党のドナルド・トランプ氏が勝利。2017年1月に新政権発足
  - ・ 共和党は、同時に行われた連邦議会選挙においても上下両院で過半数を確保したものの、上院ではフィリバスター(議事妨害)を阻止できる60議席に届かず
- トランプ大統領・共和党は、ドッド・フランク法が経済成長を阻害しているとして、中小銀行を中心に規制を緩和する方針であり、2017年2月にはトランプ大統領が金融規制の基本原則(core principle)に関する大統領令に署名
  - ・ 7つの基本原則を設定するとともに、財務長官に対して既存の規制が基本原則に沿っているか等を報告するよう指示

### 【 大統領令(2017年2月)で設定された7つの基本原則 】

- ① 米国人に対する、a.金融に関する自立した決定、b.金融商品の売買における選択肢の知識向上、c.退職に備えた貯蓄、d.個人資産の形成、の支援
- ② 納税者資金による救済の回避
- ③ 規制のより厳格な影響度分析による、システミックリスクや市場の失敗(モラルハザード、情報の非対称性等)への対処を通じた経済成長と活発な金融市場の促進
- ④ 国内外の市場における米国企業の外国企業に対する競争力の確保
- ⑤ 国際的な金融規制の交渉・会合における米国の国益の向上
- ⑥ 規制の効率性・実効性の確保、目的や対象を踏まえた適切な調整
- ⑦ 連邦金融規制当局における公に対する説明責任の回復と連邦金融規制枠組みの合理化

(資料) みずほ総合研究所作成

## (10) 金融規制の基本原則に関する大統領令に基づく財務省報告書

- 2017年6月、米財務省は、金融規制の基本原則に関する大統領令(2017年2月)に基づく報告書の第1弾として、銀行規制に関する報告書を公表
  - ・ 銀行規制の緩和を提言しており、議会の承認が必要な法律の変更や、当局が定めるルールの変更に向け、議会・当局・業界と協力していく方針
  - ・ 2017年10月には第2弾として資本市場に関する報告書、第3弾として資産運用・保険に関する報告書を公表しており、今後、第4弾としてイノベーション等に焦点をあわせた報告書を公表する予定

### 【 銀行規制に関する財務省報告書(2017年6月)における提言の概要 】

規制	提言内容
EPS(高度健全性基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用対象となる閾値を変更(現行は連結総資産500億ドル。銀行のリスクプロファイルに基づくものに変更)</li> </ul>
CCAR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用対象となる閾値を変更(EPSの適用対象となる閾値の変更に合わせて)</li> <li>・ 負担を軽減(2年サイクルへの変更、定性的評価のみで不合格とせず)</li> </ul>
レバレッジ比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分母(レバレッジ比率エクスポージャー)から中銀預け金・米国債を控除</li> <li>・ 国際基準よりも厳しいG-SIBs向けのレバレッジ比率を米銀競争力の向上に向けて変更</li> </ul>
TLAC、G-SIBsバッファ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際基準よりも厳しいTLAC・G-SIBsバッファを米銀競争力の向上に向けて変更</li> </ul>
LCR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LCRの適用対象を国際的に活動する銀行に限定</li> <li>・ 米国LCRの適用対象をG-SIBsに限定し、G-SIBs以外の国際的に活動する銀行には相対的に緩い規制を適用</li> <li>・ HQLA(高品質流動資産)の範囲を拡大(現行HQLAに分類されない高格付の地方債のレベル2B資産への分類を含む)</li> </ul>
NSFR、FRTB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国当局による評価・調整が完了するまで実施を延期</li> </ul>
破綻処理計画(リビングウィル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用対象となる閾値を引き上げ</li> <li>・ プロセスのサイクルを1年から2年に変更</li> </ul>
FBO規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EPS・破綻処理計画の適用対象となるFBOの閾値を引き上げ(グローバル連結総資産ではなく米国業務のリスクプロファイルに基づくものに変更)</li> <li>・ CCARの適用対象となるFBOの閾値を引き上げ(EPSの適用対象となる閾値の変更に合わせて)</li> </ul>
ボルカー・ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産100億ドル以下の銀行を適用対象から除外</li> <li>・ 「自己勘定取引」の定義を簡素化</li> </ul>

(資料) みずほ総合研究所作成

## (11) トランプ政権による金融当局人事

### ○ 金融当局の主要ポストの交代が進展

- ・ トランプ政権は、金融規制緩和に前向きな立場で知られる人物を多く登用

#### 【 金融当局人事の状況 】

当局	ポスト	2016年時点の在任者	新政権による登用	
			新任者／候補	状況
財務省	長官	ジェイコブ・ルー	スティーブン・ムニューシン	2017年2月就任
FRB	議長	ジャネット・イエレン	ジェローム・パウエル	2017年11月指名
	副議長 (監督担当)	空席 (監督担当理事:ダニエル・タルーロ)	ランドル・クオールズ	2017年10月就任
FDIC	総裁	マーティン・グルエンバーグ	ジェレーナ・マクウィリアムズ	2017年11月指名
	副総裁	トーマス・ホーニグ (理事としての任期:2018年4月)	—	—
OCC	長官	トーマス・カリー	ジョゼフ・オツティング	2017年11月就任
SEC	委員長	メアリー・ホワイト	ジェイ・クレイトン	2017年5月就任
CFTC	委員長	ティモシー・マサド	クリストファー・ジャンカルロ	2017年8月就任

(資料) みずほ総合研究所作成

## (12) 2017年Financial CHOICE Act

- 2017年6月、下院金融サービス委員会から上程されたドッド・フランク法を大幅に修正する法案「2017年Financial CHOICE (Creating Hope and Opportunity for Investors, Consumers and Entrepreneursの頭文字) Act」が下院を通過
  - ・ ただし、民主党はドッド・フランク法の大幅な修正には反対(コミュニティバンクの規制緩和等の限定的な修正については容認)であり、成立の目処は立っていない

### 【 2017年Financial CHOICE Actの構成 】

第1編	too-big-to-fail(大き過ぎて潰せない)と銀行のベイルアウト(公的資金救済)の終了 — OLA(秩序だった清算の権限)の廃止と破産法の新たなチャプターでの代替
第2編	ウォール街への説明責任の要求 — 不正に対するペナルティの強化
第3編	金融規制当局への説明責任の要求とワシントンからの権限の移転
第4編	資本形成の支援による小規模事業者・イノベーター・雇用創出者への機会の提供
第5編	メインストリートと地域金融機関のための規制緩和
第6編	十分な資本があり、よく管理されている銀行に対する規制緩和 — レバレッジ比率10%以上等の条件を満たす銀行について健全性規制を免除
第7編	米国人の金融面の自立の支援
第8編	資本市場の改善
第9編	ボルカー・ルールとその他の条項の廃止
第10編	Fedに対する監視の改革・近代化
第11編	独立保険擁護官を通じた保険規制に関する調整の改善
第12編	技術的な訂正

(資料) みずほ総合研究所作成

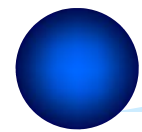
## (13) 上院銀行委員会の金融規制緩和法案

- 2017年12月、上院銀行委員会は、ドッド・フランク法を緩和する法案「経済成長・規制緩和・消費者保護法」を可決
  - ・ 厳しい規制の対象となるSIFI閾値を連結総資産500億ドルから2500億ドルに引き上げること等を提案
  - ・ 超党派による法案であり、下院共和党が主導した法案「2017年Financial CHOICE Act」に比べると緩やかな修正にとどまっている

### 【 経済成長・規制緩和・消費者保護法のポイント 】

	題名	ポイント
第1編	住宅ローンの利用しやすさの改善	(略)
第2編	規制緩和と消費者への資金供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦銀行当局に対して、所要水準を8%~10%とする「地域銀行レバレッジ比率」を導入するよう要求</li> <li>・ 地域銀行レバレッジ比率を達成している連結総資産100億ドル未満の銀行について、その他の自己資本規制を免除</li> <li>・ ①連結総資産100億ドル未満、かつ、②連結総資産に占めるトレーディング資産・負債の割合が5%以下、の銀行についてボルカー・ルールを免除</li> </ul>
第3編	退役軍人・消費者・住宅所有者の保護	(略)
第4編	一部の銀行持株会社に対する規制の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EPS(高度健全性基準)の対象となる閾値を連結総資産500億ドルから2,500億ドルに引き上げ</li> <li>・ 連結総資産1,000億ドル~2,500億ドルの銀行については、FRBがEPSの適用対象を決定</li> <li>・ FRB・OCC・FDICに対して、LCR(流動性カバレッジ比率)において、流動性が高い地方債を高品質流動資産に分類するよう指示</li> </ul>
第5編	調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SECに対して、米国市場におけるアルゴリズム取引のリスクと便益を議会に報告するよう要求</li> <li>・ 財務省に対して、金融機関と米国資本市場へのサイバー攻撃のリスクを議会に報告するよう要求</li> </ul>

(資料) みずほ総合研究所作成



## 9. EUにおける規制改革

## (1) 金融規制改革関連の主なEU法

- EUでは、先般の金融危機後、多数の金融規制改革関連の法案が成立
  - ・ 全体的に、米国に比べて法案の成立時期が遅く、細則の制定にも時間を要している
  - ・ EU法のうち「規則」は、EU加盟国における国内法の制定を待たずにEU域内の企業等を直接規制するものとなっており、EU加盟国の国内法に優先して適用される
  - ・ 「指令」は、指令の中で求められる結果のみがEU加盟国を拘束することとなり、それを達成する方法はEU加盟国に任される。EU加盟国は、指令で定められた期日までに国内法を制定する必要

### 【 金融規制改革関連の主なEU法 】

項目	主な内容	採択時期
AIFMD (オルタナティブ投資ファンドマネージャー指令)	ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド、不動産ファンド等、既存のUCITS指令(主としてリテール投資家向け投資ファンドが対象)で規制されていない幅広い投資ファンドのファンドマネージャーに対する規制	2010年11月
EMIR (欧州市場インフラ規則)	店頭デリバティブ取引に係る①清算集中義務、②取引情報蓄積機関への取引情報の報告義務、③中央清算されない取引に対する証拠金規制	2012年7月
CRD IV / CRR (第4次自己資本要件指令 / 自己資本要件規則)	①バーゼルⅢを踏まえた自己資本規制・流動性規制、②大口エクスポージャー規制、③コーポレートガバナンス、④報酬規制	2013年6月
MiFID II / MiFIR (第二次金融商品市場指令 / 金融商品市場規則)	①技術革新等に伴う市場の変化への対処(新たな取引プラットフォームの概念の導入、アルゴリズム取引に対する規制の導入)、②市場透明性の向上(取引前・取引後の情報開示・当局宛報告の義務の強化、ダークプール取引の制限)、③投資家保護の強化(コミッションアンバンドリング(取引執行手数料とリサーチ費用の分離)を含む誘因報酬規制の導入、最良執行義務の強化)	2014年5月
BRRD (銀行再建・破綻処理指令)	①銀行ごとの再建・破綻処理計画の策定、②各国当局による早期介入、③各国当局による破綻処理権限(他銀行への事業売却、ブリッジバンクの設立、ペイルイン等)の行使、④銀行による破綻処理基金の積み立て	2014年5月
SFTR (証券金融取引規則)	レポ取引等の証券金融取引に係る①中央データベースへの取引情報の報告義務、②証券金融取引を行う投資ファンド等の投資家への開示の強化、③リハイポセクション(担保の再利用)の透明性向上	2015年11月
MMF規則	MMFの償還能力の確保を目的とした①LV-NAV MMF(低ボラティリティ基準価額のMMF)の導入、②投資対象の制限、③分散投資義務、④流動性確保要件、⑤外部による支援の禁止	2017年5月

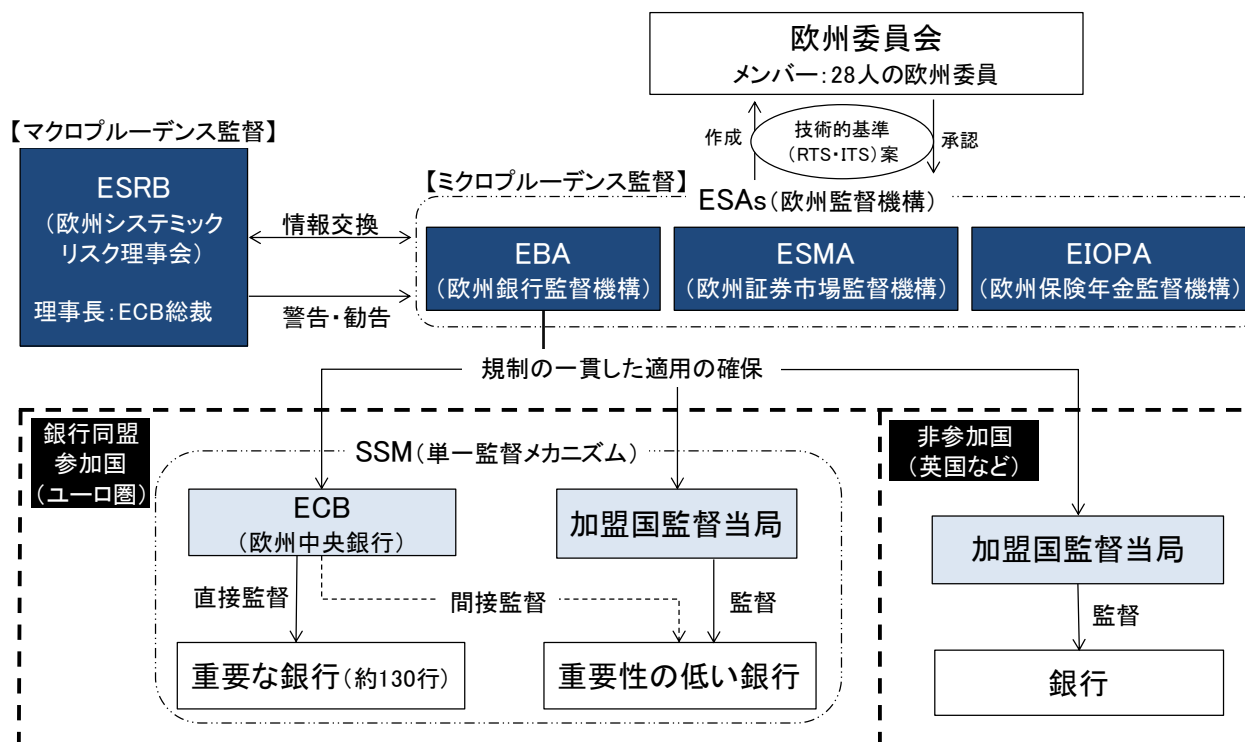
(資料) みずほ総合研究所作成



## (2) EUの銀行監督体制

- 先般の金融危機後、EUでは、米国同様、金融システム全体に関わるシステミックリスクへの対応(マクロプルーデンス)を強化する方向で金融監督体制の改革を実施。2011年初めに、新しい金融監督体制であるESFS(欧州金融監督システム)が発足
- ・ 改革の柱は、①域内全体の金融システムのリスクを監視するESRB(欧州システミックリスク理事会)の新設、②ミクロプルーデンスの実効性向上を図るための欧州監督機構(ESAs)の新設、の2つ

【 EUの銀行監督体制 】

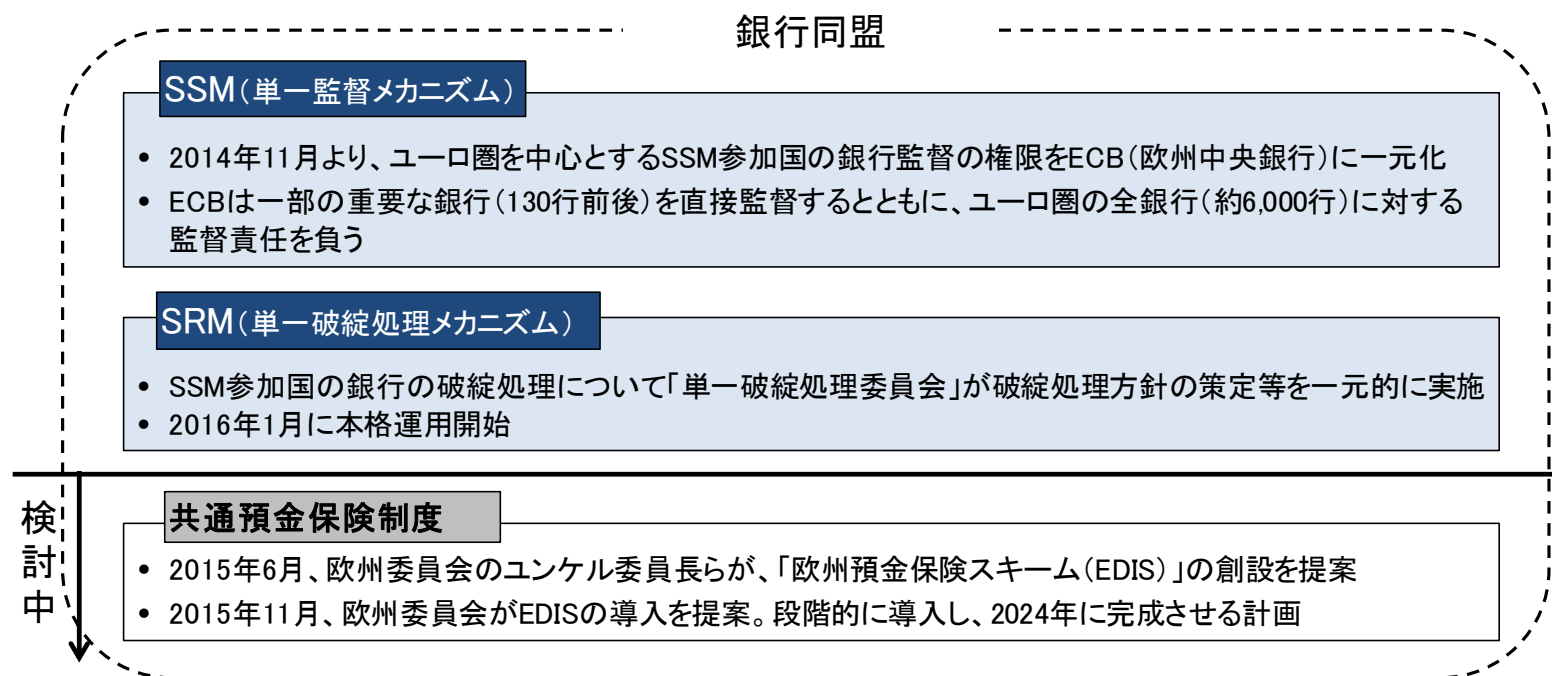


(資料) みずほ総合研究所作成

### (3) ユーロ圏を中心とした銀行同盟

- EUでは、先般の金融危機を踏まえ、強固な金融の枠組みを構築するため、ユーロ圏を中心とした取り組みとして、「銀行同盟」が進められている
  - ・ 現在はユーロ圏を中心とした取り組みとなっているものの、ユーロ圏外のEU加盟国も銀行同盟に参加することが可能
- 銀行同盟の大きな柱は、SSM(単一監督メカニズム)、SRM(単一破綻処理メカニズム)、共通預金保険制度、の3つ

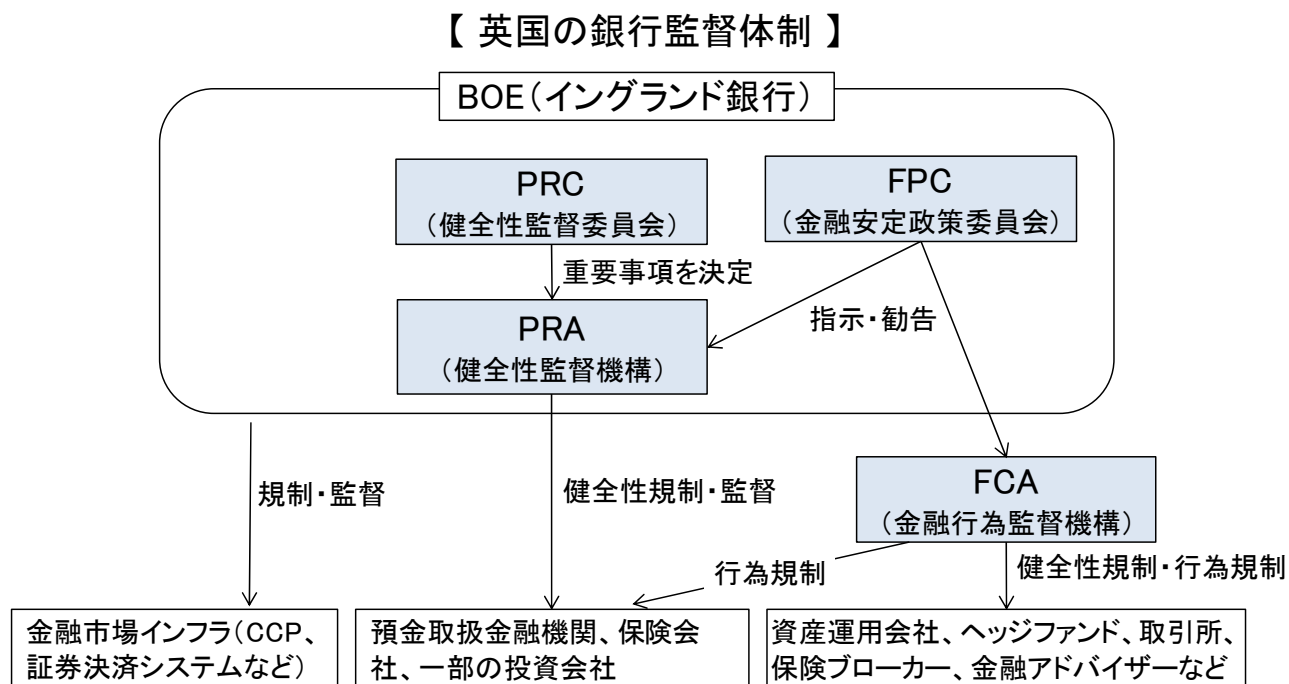
#### 【銀行同盟のイメージ】



(資料) みずほ総合研究所作成

## (4) 英国の銀行監督体制

- 先般の金融危機後、英国は、金融監督体制の抜本的な改革を行い、2013年4月に新体制に移行
  - ・ 一元的な監督当局であったFSA(金融サービス機構)を解体して、新たにFPC(金融安定政策委員会)、PRA(健全性監督機構)、FCA(金融行為監督機構)を設立
- 2017年3月、2016年BOE・金融サービス法に基づき、BOEの子会社であったPRAをBOE内部に移行するとともに、PRAの理事会に代わる機関としてPRC(健全性監督委員会)を設置



(資料) みずほ総合研究所作成

## (5) 英国のリテール・リングフェンスと銀行税(Bank Levy)

- 英国は、EUの規制を実施するとともに、リテール・リングフェンスや銀行税(Bank Levy)等、英国独自の規制を導入

### 【リテール・リングフェンス、銀行税(Bank Levy)の概要】

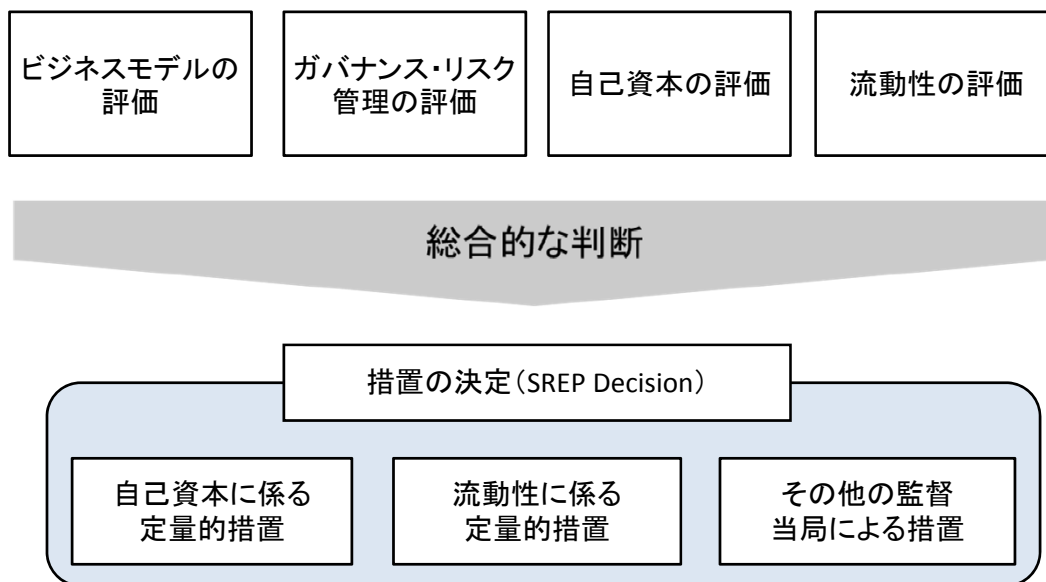
リテール・リングフェンス	<ul style="list-style-type: none"><li>• 大手銀行グループに対して、リテール預金受け入れの業務をグループ内で分離・別会社化するよう求める規制(2013年12月に法案成立、2019年1月までに実施される予定)</li><li>• リテール預金を扱うリングフェンス銀行とトレーディング業務等を行う非リングフェンス銀行に分離することにより、危機時におけるリテール業務の継続や公的資金による救済に伴う納税者負担の回避を図るもの</li><li>• リングフェンス銀行は、トレーディング業務やEEA(欧州経済領域)外の業務を禁止されるとともに、金融面・運営面・組織面でグループ内の他のエンティティから十分に独立していることが求められる</li></ul>
銀行税(Bank Levy)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 英国の銀行等のグローバルベースのバランスシートや、外国銀行の支店等の英国内バランスシートを課税対象として、負債等の額に税率を乗じた額を徴収するもの(2011年1月に導入)</li><li>• 2015年第2次財政法により、①2016年から2021年にかけて、税率を段階的に引き下げること、②2016年より、銀行の利益に対する税率について8%の上乗せを開始すること、が定められた</li><li>• 2017年9月に公表された2017年～2018年財政法案では、英国の銀行について、課税対象をグローバルベースのバランスシートから英国内バランスシートへと縮小することを提案</li></ul>

(資料) みずほ総合研究所作成

## (6) ユーロ圏におけるECBによるSREP(監督当局による審査・評価プロセス)

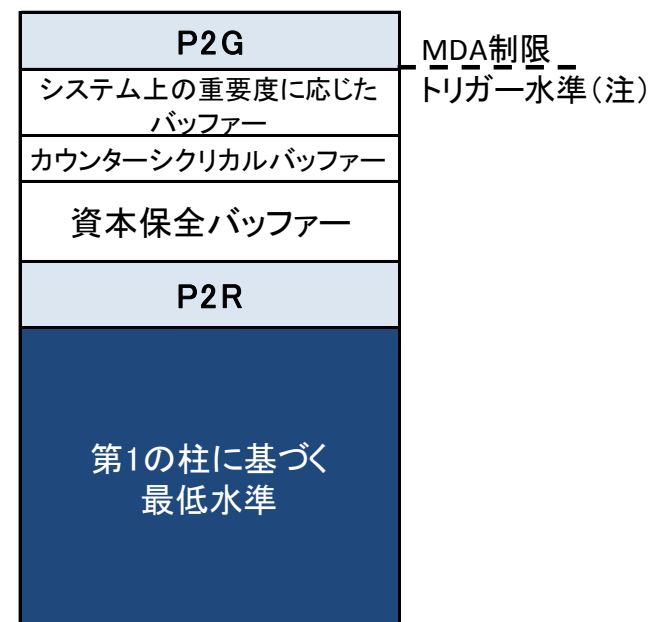
- ECBは、2015年より、CRD IV等のEU法令やEBAのガイドラインに基づき、ECBが直接監督する重要な銀行を対象に、SREP(Supervisory Review and Evaluation Process、監督当局による審査・評価プロセス)を実施
- ECBは、SREPにおいて、ストレステストの結果も踏まえて各銀行を評価し、銀行ごとにP2R(第2の柱要件)、P2G(第2の柱ガイドンス)の水準を含む措置を決定(SREP Decision)
  - ・ P2Rは、第1の柱で(十分に)捕捉されていないリスク(銀行勘定の金利リスク等)を捕捉するための追加的な資本要件
  - ・ P2Gは、ストレス時でも十分な資本を維持するための資本水準を示すもの。下回った場合、当局による警戒の対象

【 SREPの概要 】



(資料) ECB資料より、みずほ総合研究所作成

【 SREPの結果を踏まえた銀行の所要自己資本 】

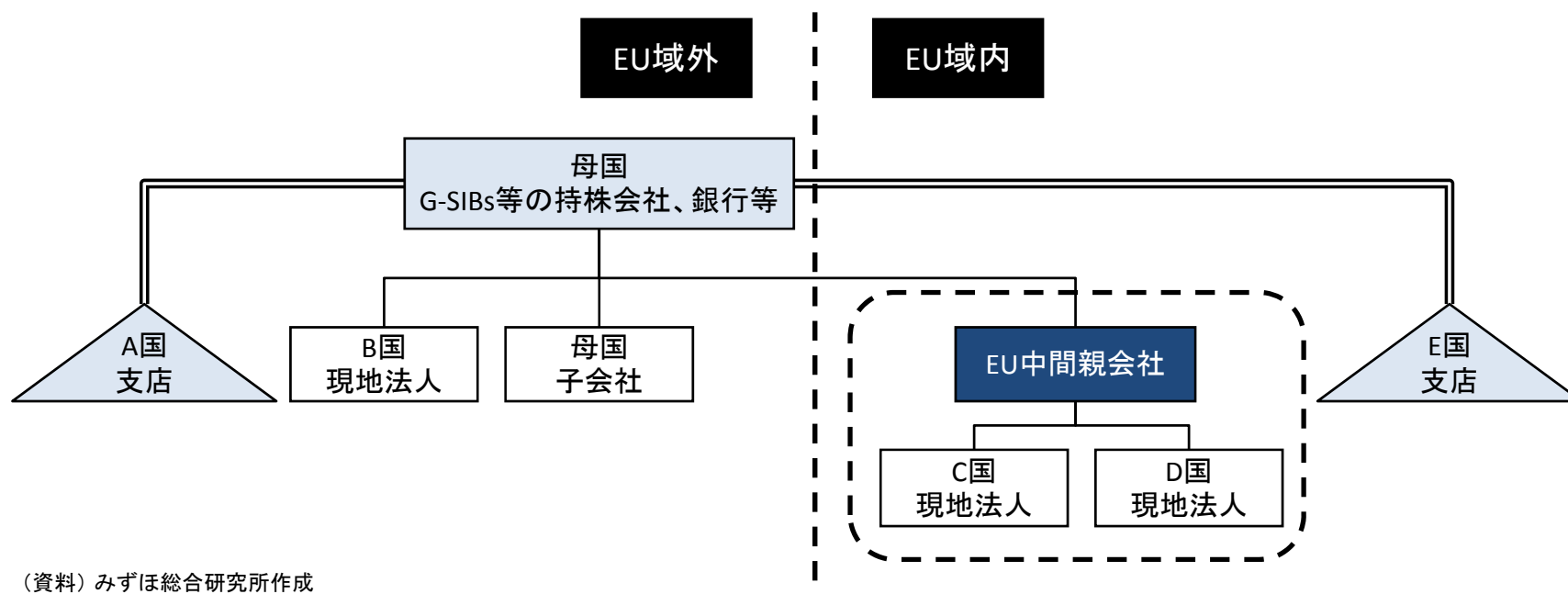


(注) 下回った場合、MDA(最大分配可能額)を超える資本の流出が制限される。  
(資料) ECB資料より、みずほ総合研究所作成

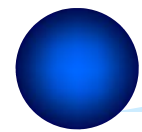
## (7) EU域外のG-SIBs等に対するIPU(EU中間親会社)の設置義務付け(案)

- 2016年11月、欧州委員会は、自己資本規制や破綻処理に関するEU法(CRR、CRDIV、BRRD、SRM)の改正法案を公表
  - ・ バーゼル委・FSBが策定したレバレッジ比率、NSFR、TLAC等の国際基準を踏まえて改正するもの
- EU域内に複数の現地法人を持つEU域外のG-SIBs等に対して、IPU(EU中間親会社)の設置を義務付けることを提案。目的は、内部TLACに係る国際基準の実施を含む、破綻処理プロセスの簡素化・強化
  - ・ 米国FBO規制とは異なり、G-SIBsであればEU域内の資産規模にかかわらず対象

【 IPU(EU中間親会社)のイメージ 】



(資料) みずほ総合研究所作成



# 10. 規制改革の影響

# (1) 規制改革の銀行ビジネスへの影響

- 規制改革を受けて、銀行は、自己資本・TLAC適格負債の積み増しや、規制強化の対象となった資産・取引の残高抑制・取引条件改善に取り組んでいる

【 規制改革の運用・調達への影響のイメージ 】

			運用					調達					
			国債	大企業向け債権	金融機関向け債権	住宅ローン	中小企業向け貸出	株式	コミットメント	預金	短期ホールセール調達	社債発行	自己資本
規制改革	自己資本比率	信用リスクに係る標準的手法の改訂	—	×	×	○	×	×	—	—	—	○ 分子に算入可	
		内部格付け手法の改訂	RWの変更なし	×		—	×						UCC(一般当座貸越等)はCCF引き上げ
		標準的手法ベースの資本フロア		×		△	×						
	TLAC	—											
	レバレッジ比率	×			○		△	×					
	流動性規制	○	×			△	×	○	×	○			
			○ LCRの分子に算入可	×			△	×	○ 分子の増加要因	×	○ 分子の増加要因		

(注1) ×: 残高抑制・取引条件改善が必要となる可能性、○: 増加させるインセンティブが働く可能性、△: 正負両方の影響が混在、—: 直接的な影響は小さい。

(注2) RW: リスクウェイト、SA: 信用リスクに係る標準的手法、IRB: 内部格付手法、AIRB: 先進的内部格付手法、FIRB: 基礎的内部格付手法、UCC: 無条件で取り消し可能なコミットメント、CCF: 相当するエクスポージャー額に換算するための掛け目。

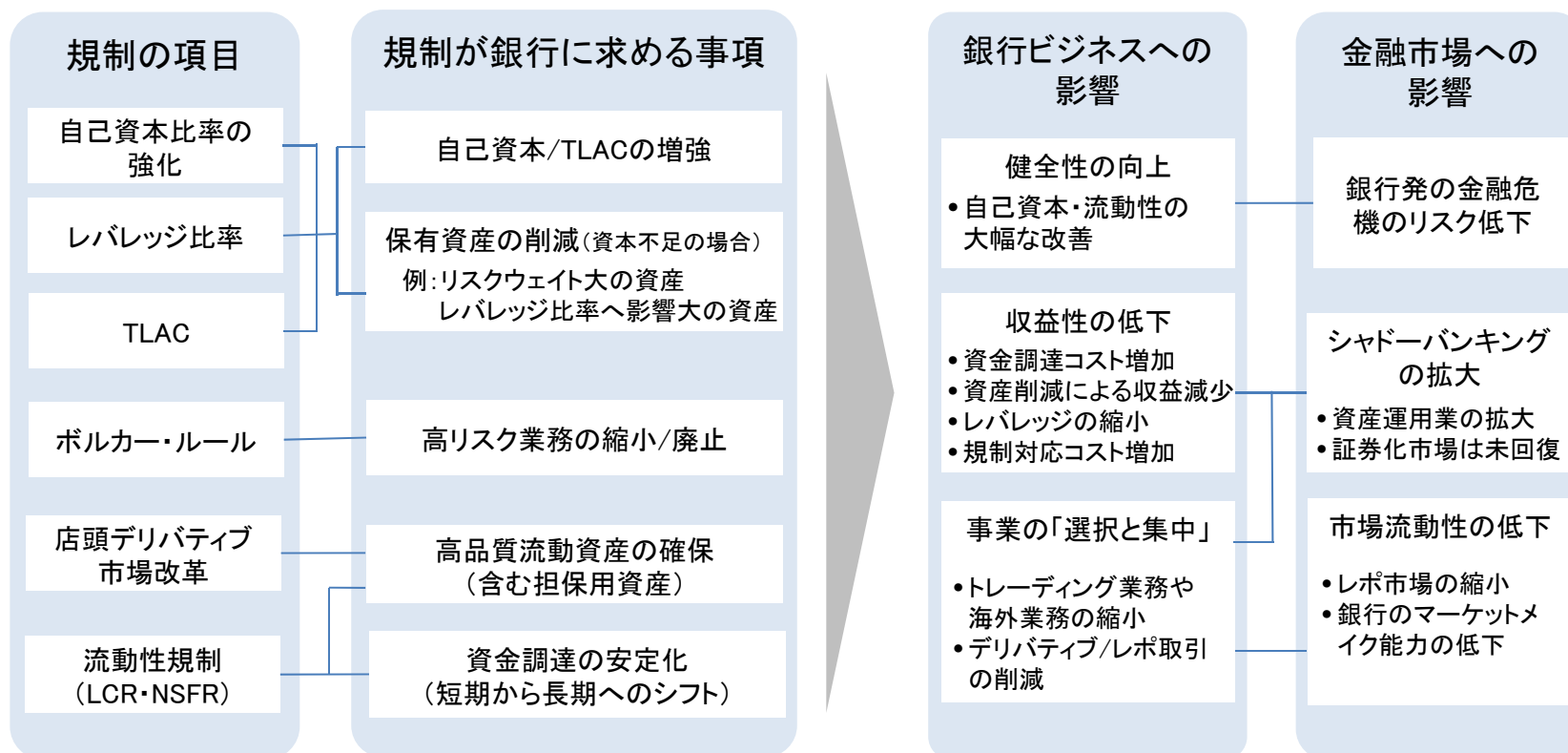
(資料) みずほ総合研究所作成



## (2) 銀行ビジネスを通じた金融市場への影響

- 規制改革を受けて、銀行の健全性は大きく向上した一方、収益性は低下、欧米大手銀行の間では事業の「選択と集中」が進む

### 【考えられる金融市場への影響(イメージ)】



(資料) みずほ総合研究所作成

### (3) 規制改革の副作用への対処

- 規制改革の設計段階から実施段階への移行に伴い、①市場・規制の分断、②市場流動性の低下、③シャドーバンキングの拡大、等の副作用が懸念されている
  - ・ FSBは、2017年7月、「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」と題する文書を公表するなど、規制改革の影響評価に取り組んでいる

#### 【 懸念されている副作用 】

市場・規制の分断	①欧米において国際基準にはない独自の規制(外国銀行に対して自国内での資本・流動性の確保を求める規制等)を導入し外国銀行にも広く適用する動きがあるほか、②店頭デリバティブ市場改革等において国際基準に基づいて策定された各国ルールの調和がとれていないなど、規制のばらつきや域外適用が、グローバルな金融活動を阻害し、实体经济に悪影響を及ぼす可能性
市場流動性の低下	レバレッジ比率や米国ボルカー・ルール等の規制改革を受けて、欧米大手銀行をはじめとする大手ディーラーがマーケット・メイキングを縮小させており、債券やデリバティブの市場における市場流動性が低下している可能性
シャドーバンキングの拡大	規制改革において銀行セクターに対する規制強化が先行している中、相対的に規制の緩いシャドーバンキングセクターへと資金の流れがシフトしており、伝統的な銀行ビジネス以外の部分で新たなリスクが蓄積している可能性

(資料) みずほ総合研究所作成

---

(※) 本資料は、みずほ総合研究所調査本部が作成した。

[本資料に関する問い合わせ先]

みずほ総合研究所 調査本部

金融調査部 主任研究員 佐原 雄次郎

03-3591-1417

yujiro.sahara@mizuho-ri.co.jp

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。